

官報号外

平成十二年十一月八日

○第一百五十九回 参議院会議録第七号

平成十二年十一月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成十二年十一月八日

午前十時開議

第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

案(内閣提出)
第二 著作権等管理事業法案(内閣提出)
第三 民事再生法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第四 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案(趣旨説明)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

明

一、警察法の一部を改正する法律案(閣法第四号(趣旨説明))

以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際 日程に追加して、

少年法等の一部を改正する法律案について、発議者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。衆議院議員麻生太郎君。

(衆議院議員麻生太郎君登壇、拍手)

○衆議院議員(麻生太郎君) 少年法等の一部を改正する法律案につき、その趣旨を御説明申し上げます。

近時、社会を震撼させる少年による凶悪重大犯罪が相次いで発生するなど、少年犯罪の動向につきましては、まことに憂慮すべき状況にあること

は御存じのとおりであります。加えて、少年審判における事実認定手続の適正化を図り、少年審判に対する被害者

の一層の適正化を図り、少年審判に対する被害者を初めとする国民の信頼を維持、強化するための制度の導入であります。

その一は、家庭裁判所における少年審判等への裁判合議制度の導入であります。

その二は、事実認定手続に検察官が関与した審理を導入することであります。検察官が審判の手続に関与する場合においては、少年に弁護士である付添人がないときは、家庭裁判所が弁護士である付添人を付することであります。

その三は、事実認定及び法令の適用に関し、検察官の申し立てにより、高等裁判所が抗告を受理することができます。この制度を設けるものであります。

その四是、現行法上最長四週間とされている観護措置期間を、最長八週間までとすることができます。この延長するものであります。

り、次の点を主な内容としております。

その一は、刑事処分を可能とする年齢を十六歳以上から十四歳以上に引き下げるとしているものであります。

その二は、十六歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、検察官への送致を原則とするなど、凶悪重大犯罪を犯した少年に対する処分のあり方を見直すものであります。

その三は、家庭裁判所は、保護者に対し、訓戒などの措置をとることができるとともに、また、審判は、懇切を旨とし、和やかに行うとともに、非行のあった少年に対し自己の非行について反省を促すものとしなければならないとするものであります。

その四は、家庭裁判所が、被害者等に対し、少年審判の結果等を通知する制度を導入するものであります。

その五は、保護処分終了後における救済手続の整備であります。

その一は、家庭裁判所が、被害者等の申し出により、その意見を聴取する制度を導入するものであります。

その二は、家庭裁判所が、被害者等に対し、少年審判の結果等を通知する制度を導入するものであります。

その三は、被害者に対し、一定の範囲で非行事実に係る関係記録の閲覧並びに謄写を認めることを可能とするものであります。

その他所要の規定に関する整備を行ふことといたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

よろしくお願い申し上げます。(拍手)

竹村泰子君。

(竹村泰子君登壇、拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

竹村泰子君。

私は、民主党・新緑風会を代表して、与党提出の少年法の一部を改正する法律案に

対して質問いたします。

本題に入ります前に一点、総理に質問したか

たのですが、残念ながら総理の御出席がかなわないので、御就任早々の官房長官にかわってお答えいただきたいと思います。

まず、日英首脳会談で、朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致疑惑に関して総理が行方不明

者として第三国で発見という打開策を明らかにしました問題で、閣僚会議や自民党総務会、若手議員などからも批判が噴出したと聞いております。

私たちが総理大臣としての資質を問うのは初めてではありません。いわく、神の国発言、無党派の市民層は寝ていろいろ発言、いわく、コーン米国防長官とのいわゆる日本は瓶のふた発言等々、枚挙にいとまがありません。

今回の日本人拉致疑惑に関しては、拉致されている人々や家族にとって危険な状態を招きかねないことからして、一国の総理大臣として国際感覚を欠き、外交の基本を認識しない、いかに軽率な発言であったかを率直に認め、辞任されるべきであると思います。

一点目は、中川前官房長官の辞任問題です。

この間の発言の二転三転、食い違い、逃げ腰の姿勢、警察の捜査情報を女性に通報するテープを出されてついに辞任に追い込まれるというお粗末さ。森内閣は改造をまつまでもなく、もう崩壊に向かっていると言わなければなりません。どのように考えておられるか、明確な答弁を求めます。

私が少年法の質問に先立ちこの二点をお尋ねしたのは、こうした国トップにあるお二人の物事をうそで固めてその場を切り抜けようとする情けない姿勢が成長期にある青少年にどう影響を与えるのか、(発言する者あり)笑い事ではあります。決して無関係とは思えないからです。

少年犯罪が起きるたびに、少年犯罪は凶悪化、低年齢化し、増加している、少年法を厳罰化すべきだと報道され、世論がそのように操作されがちです。確かに少年犯罪は多様化し、凶悪な殺人事件も目につきます。しかし、犯罪白書のデータを

見れば、少年刑法犯の検挙数は八三年をピークに九五年までは減少していました。その後はやや増加傾向にあります。

では、凶悪化しているというような言い方は正しくありません。では、凶悪化しているのかといえば、同じく犯罪白書によると、少年法の成立時、つまり一九四八年から六〇年代まで殺人等は三百から四百人ぐらいですが、七五年以後は百人以下の状態となり現在に至っています。

与党の皆さんは、この少年法改正を何を目的として行おうとしているのか、まずお尋ねいたしました。もちろん、従来とは異なったタイプの犯罪が目立つことも踏まえ、私も社会の変化に見合った改正の可否を検討することの必要性があることは承知しておりますが、少年法改正により年少者の犯罪が減るとお考えなのでしょうか。その点も発議します。

被害者に対する心からの謝罪の気持ちを喚起し、再犯の道を歩ませないことこそが眞の少年犯罪に対する対策だと思います。また、そうすることが被害者に対する償いにもつながるものではないのでしょうか。

被害者に対する問題は、その被害に対する重大性にかんがみ、国として施策を一層見直すべきであります。されど、被害者の権利を確立する法律の成立が各方面から要望されております。民主党では、さきの国会で犯罪被害者基本法を提出しております。これまで余りにも無権利状態であった被害者の権利は法的に確立されるべきものだと思います。この点に関して法務大臣はどうにお考えでいらっしゃいますか、明確にお答えください。

少年犯罪は大人の犯罪と区別して考える必要があります。まず刑罰ではなく、少年に対する教育やその環境を整備するという福祉的措置を優先することには大切な理由があります。

いじめ等により犯罪等の発生に対処するため、家庭、学校、地域が連携していじめ防止プログラムを設定し、いじめを容認しないという断固とした意思で真剣な取り組みをするべきだと思います。既にスウェーデンでは、ノルウェーの学者ダン・オルベウス氏のいじめ防止の理論を参考に

みを加害少年は本当に理解し、反省し、処分されたのかどうかとやりきれぬ思いを語っておられました。

改修案の中において、事件記録の閲覧、家裁において被害者の心情、意見の表明聴取が可能になります。

おいて被害者の心情、意見の表明聴取が可能になるという点は一定の進展かと思いますが、私は、殺人等は三百から四百人ぐらいですが、七五年以後は三百人以下の状態となり現在に至っています。

与党の皆さんは、この少年法改正を何を目的として行おうとしているのか、まずお尋ねいたしました。もちろん、従来とは異なったタイプの犯罪が目立つことも踏まえ、私も社会の変化に見合った改

正の可否を検討することの必要性があることは承知しておりますが、少年法改正により年少者の犯罪が減るとお考えなのでしょうか。その点も発議します。

被害者に対する心からの謝罪の気持ちを喚起し、再犯の道を歩ませないことこそが眞の少年犯罪に対する対策だと思います。また、そうすることが被害者に対する償いにもつながるものではないのでしょうか。

被害者に対する問題は、その被害に対する重大性にかんがみ、国として施策を一層見直すべきであります。されど、被害者の権利を確立する法律の成立が各方面から要望されております。民主党では、さきの国会で犯罪被害者基本法を提出しております。こ

れまで余りにも無権利状態であった被害者の権利は法的に確立されるべきものだと思います。この点に関して法務大臣はどうにお考えでいらっしゃいますか、明確にお答えください。

少年犯罪は大人の犯罪と区別して考える必要があります。まず刑罰ではなく、少年に対する教育やその環境を整備するという福祉的措置を優先することには大切な理由があります。

いじめ等により犯罪等の発生に対処するため、家庭、学校、地域が連携していじめ防止プログラムを設定し、いじめを容認しないという断固

この点大臣はいかがお考えでしょうか。

衆議院段階では、民主党は与党案に対して二十カ所に及ぶ改修案を出しました。参議院でも提出予定であります。それに基づき、三会派与党案について少し詳しくお尋ねしたいと思います。

まず、私たちが最も問題があると思っているのは、検察官関与であります。

これまで家庭裁判所での少年審判では、審判官が少年と向き合い、できるだけやわらかに心を開かせて事情を聞くのに比べ、三会派案での検察官の関与の仕方は、事実認定手続きにおいて予断排除や証拠法則といった根本原則を無視したものであり、また、少年法の理念を損なう形で検察官の抗告受理申し立てを認めているものです。少年審判の場が少年を糾弾する場へと変質してしまおそれがあります。

私たち民主党が出した改修案で示しているように、保護条件の審判に関与した裁判官以外の裁判官によって構成される家庭裁判所によって、適正な手続に従って事実認定が行われるべきだと考えます。検察官送致を決定できるのは、著しく罪質が重大で刑事処分以外の措置によっては目的を達成することが困難な場合と限定しております。

また、少年は非常に可塑性が高く、防御能力が極めて乏しいことから、検察官送致を決定するには弁護士である付添人をつけなければならないとしています。この点、発議者はどう考えられるのでしょうか。

与党案の一一番目、与党案では十六歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪を問われる場合は検察官への送致を原則とする、いわゆる原則逆送を導入しようとするものです。

教育的措置によって少年を矯正し、再び犯罪を犯すことのないよう防止しようという少年法の精神に反するものと考えます。少年事件については、まず家庭裁判所がしっかりとした調査を行った上で適切な判断を下すべきと考えますが、提案者の御意見をお聞かせください。

先ほど、少年法を改正することで青少年の犯罪が減るとお考えかとお聞きしました。衆議院の委員会審議で提出者の杉浦議員は、すぐに減少するとは思わないが、少年の周りに警告を発することに意味があると答えておられます。犯罪は減少しないだろうがそれでもいいと思っておられるのでしょうか。犯罪を減らしたいと思っておられる国民の期待と不安を裏切るものではないでしょうか。発議者の皆さんにお尋ね申し上げます。

アメリカは一九七〇年代から厳罰化の道を選び、その間少年犯罪は減るどころか増加し続けたことは周知の事実であります。

また、十月三十一日の朝刊ですが、お隣の韓国では厳罰色の強い規定が適用されていて、しかも少年犯罪は増加しているそうです。昨年まで三年間、日本の大学で少年法を研究していたある学者は、韓国でも日本でも少年事件の原因のほとんどは大人たちの責任だ、日本は今の少年法でも見事に成績を上げているのに、どうして大人たちは逃げて子供たちを罰することばかり考えるのかと言っています。

法務大臣、私たちはこれら世界の動きをしっかりと見て、教訓として選び取らなければならぬと考えますが、いかがですか。

本来、大人が子供に対する態度こそ子供の育ちの基本と言えるのではないでしょうか。子供自身

が大切にされていると実感することが人に対する思いやり、命のとうとさをみずから認識させることになると思います。思いやりを持って愛された経験がない子供に対し他人に思いやりを持つと言つても、それは難しいことです。

先ほども触ましたが、規範を示すべき大人、特に政治家の目を覆うような行動等が世間を騒がせたりする中で、子供にだけ規範意識を養わせると言語する大人に子供は心を決して開かないでしょう。

刑法犯少年の総数そのものは減少しているものの、その犯罪の深刻化は、刑罰問題とは切り離し、原因の分析、対策をするべきと考えます。少年法の対応とは別に考えるべき問題だと思いますが、今後どのような対応を考えていらっしゃるのか、官房長官にお尋ねしたいと思います。

私は、少年非行に対して毅然とした姿勢を示し、少年がみずから行為について責任意識を持つように規範を徹底することは大変重要であると思います。しかし、人格形成過程にある少年に対して安易な厳罰化で臨むことは、本当の意味での規範意識が育たないばかりか、少年の長い人生、更生の可能性と未来を奪うものであると考えます。

憲法や子どもの権利条約、少年審判運営に関する国連最低基準規則、少年非行予防に関するガイドライン等々が少年の人格とその権利を侵害することのないよう注意深く指針を示していることを重く受けとめるべきと強く要望して、私の質問を終わります。(拍手)

(衆議院議員高木陽介君登壇、拍手)

○衆議院議員(高木陽介君) 竹村議員の御質問に

お答えを申し上げたいと思います。

まず、少年法改正の目的についてお尋ねがございましたけれども、本改正の目的は、まず少年及びその保護者に対する責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を図ること、次に少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図ること、そして被害者に対する配慮をさらに進めることが、以上を目的としております。

続いて、少年法改正の効果についてお尋ねがございました。

私は、少年非行に対して毅然とした姿勢を示し、少年がみずから行為について責任意識を持つように規範を徹底することは大変重要なことになります。さらに、社会生活における責任を自覚させることにもつながって、その意味で少年犯罪の抑止のために有益であると考えております。

本改正法案は、刑事処分可能な年齢の引き下げや、一定の事件については原則として逆送すべきことを内容とするもので、これによって、少年に罪を犯せば罰せられることがあることが明示され、また人の命の大切さを教えることとなり、規範意識を育てるになります。さらに、社会生活における責任を自覚させることにもつながって、その意味で少年犯罪の抑止のために有益であると考えております。

また、民主党の修正案において、十六歳未満の少年について検察官送致決定をできる場合を、調査の結果、罪質が重大で、かつ刑事処分以外の措置によっては矯正の目的を達することが著しく困難であると認められる場合としておりますが、これは非常に重大な事案でございます。刑罰によってその責任を問う必要がある場合に、検察官送致決定をすることを制限することとなるなどの問題があると考えております。

さらに、民主党の修正案では、十六歳未満の少年の検察官送致決定の際に、必要な付添人を付することとしておりますが、非行事実の認定に問題のない事案についてまで付添人を必ず付することとする必要性に乏しいなどの問題がございました。

検察官関与が導入されたとしましても、柔軟性や非形式性を持った少年審判の手続構造は維持されるものであります。

検察官は、公訴官としてではなく、あくまでも家庭裁判所の手続主宰権に服しつつ、審判の協力者として関与するものであります。また、少年法第一条及び第二十二条の趣旨を十分に踏まえまして、少年の年齢や性格に即し、わかりやすく、少年が正当な主張を述べられるような雰囲気のものと審判が行われるよう適切に配慮するものと考えられます。従来の家庭裁判所における少年審判の本質を変えることにはならないものと考えております。

民主党政局議員が衆議院に提出されました修正案につきましては、まず少年審判手続に刑事訴訟手続に準じた事実認定手続を導入するとされる点は、現行の少年審判の職権主義的審問構造を大きく変えることになります。事件の早期処理、少年の早期保護の観点などから問題があると考えております。

また、民主党の修正案において、十六歳未満の少年について検察官送致決定をできる場合を、調査の結果、罪質が重大で、かつ刑事処分以外の措置によっては矯正の目的を達することが著しく困難であると認められる場合としておりますが、これは非常に重大な事案でございます。刑罰によってその責任を問う必要がある場合に、検察官送致決定をすることを制限することとなるなどの問題があると考えております。

さらに、民主党の修正案では、十六歳未満の少年の検察官送致決定の際に、必要な付添人を付することとしておりますが、非行事実の認定に問題のない事案についてまで付添人を必ず付することとする必要性に乏しいなどの問題がございました。

検察官関与が導入されたとしましても、柔軟性や非形式性を持った少年審判の手続構造は維持されるものであります。

したがいまして、民主党の修正案については

(外) 報官

種々の問題があると考えているところでございました。(拍手)

(衆議院議員杉浦正健君登壇、拍手)
○衆議院議員(杉浦正健君) いわゆる原則逆送と家庭裁判所の調査についてお尋ねがございました。

本法が成立した場合におきましても、原則逆送の制度が設けられた場合におきましても、家庭裁判所は少年法第八条による調査をしなければならないことになっております。

したがって、罪質や犯行の動機及び態様、犯行後のこと等の客観的因素に加えまして、少年の性格、年齢、行状及び環境等の事情を調査し、保護処分が適当であると考えられる場合ではないかについても検討することとされておりましたので、改正法が成立した場合には、裁判所においてこのような法の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるものと考えております。

また、衆議院の法務委員会における私の発言に関連いたしまして、私ども提案者の少年法改正案の効果に対する認識についてのお尋ねがございました。

私も提案者ももとより、この改正によって犯罪が減少しなくとも構わないというような認識を持つものでは毛頭ございません。本改正案は、近時、社会を震撼させる少年による凶悪重大犯罪が相次いで発生するなど、少年犯罪の動向は極めて憂慮すべき状況にあることにかんがみまして所要の法整備を行おうとするものであります。また、少年法改正の効果につきましては、先ほど御答弁したとおりでございまして、非行に至る背景には多くの要因があり、これらが関連して複

雑に絡み合っているものと考えられるところであ

りますが、本改正法案は、刑事処分可能年齢の引き下げや一定の事件について原則として逆送すべきことなどを内容とするものであり、これによつて、少年に罪を犯せば罰せられることになるものでございまして、その意味で少年犯罪の抑止のため有益であると考えております。

この法改正によりまして、少年による凶悪な犯罪が減少することを心から願つておるところであります。(拍手)

○國務大臣(福田康夫君登壇、拍手)
○國務大臣(福田康夫君) 竹村議員にお答えいたします。

日本人拉致疑惑に関する総理の発言について御質問がございました。

既に総理が国家基本政策委員会等の場で御答弁されています。日本拉致疑惑に関する総理の発言は、これから北朝鮮との国交樹立を行うという英國の首脳に我が國の立場について十分理解してもらいうことが我が国

に対する北朝鮮政策上も重要であると考え、過去の周知の事実を述べられたものと承知しております。

このことをもって我が国の国益を損ねるといったことはなく、また殊さら取り上げて云々することは当を得ていないものと考えます。

なお、繰り返して申し上げているとおり、拉致容疑問題は、我が國国民の生命にかかる重要な問題であり、国交正常化のためには避けては通れない問題であると認識しており、解決に向けて粘り強く取り組んでいく決意であります。

中川前官房長官の辞任問題についても言及があ

りましたが、中川前長官は、国会や記者会見の場で自分の身の潔白を再三表明しているところであり、前長官が名譽回復のために調査もされ、と

るべき処置をなさるものと思っており、私としてはそれを静かに見守つていくべきと考えます。

現在、森内閣は、臨時国会で国民の生活に直結する多くの重要案件の処理に政府・与党挙げて全力で取り組んでいるところであります。また、来年一月からの中央省庁再編に魂を入れる努力を初め、日本新生という二十一世紀のかじ取りに向かってさまざまな課題に正面から取り組み、国民の期

待にこたえるべく、政府・与党が一丸となって取り組んでいるところであります。

森内閣についての御指摘がございましたけれども、御批判は御批判として謙虚に受けとめ、誠実に諸課題に取り組んでまいりたいと思います。

(拍手)
○國務大臣(保岡興治君登壇、拍手)
○國務大臣(保岡興治君) 竹村議員にお答え申します。

少年に対して刑罰によって責任をとらせることがあります。このことをお尋ねがございました。

少年法は、第一条に規定されているとおり、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うことなどを目的とするものであり、個々

の事案、当該少年の特性などに応じ、刑事処分も含め、多様な処分を用意しているところがござい

ます。少年に対し、事案に応じてより適切な厳しくなりたいと考えております。

い処分ができることとしても、その責任を自覚する上で意義があるものと考えています。

犯罪被害者の権利についてお尋ねがございました。被害者の法的な権利につきましては、これまでも、犯罪による権利の侵害に対し、損害賠償請求、刑罰権の発動を求める権利などが定められています。被害者の立場を尊重することの重要性にかんがみ、さきの通常国会で、被害者について、刑事手続上、他の者とは異なる配慮を受ける地位にあることを明らかにした犯罪被害者保護のための二法を成立させていただいたところです。

私も、犯罪被害者のグループの代表の方や、少年にかわいい子供さんを殺害された親御さんたちに直接お会いして、いろいろなお話をいただく機会も与えていただいたのでございましたけれども、今後とも被害者の立場は十分配慮してまいりたいと考えております。

いじめの問題についてお尋ねがございました。いじめは、心身ともに健全に育成されるべき児童生徒の人格や名誉、身体を傷つけるものであり、人権上看過できない問題と考えております。法務省におきましても、人権擁護行政の一環として、関係機関との連携のもとに、いじめに対し適正な対処を図っているところでございますが、おっしゃるとおり、いじめが非行に結びつかないよう、家庭や学校、地域などが連携して非行の芽のうちにそれを摘むという、保護者などの相談を受ける窓口、その他の工夫がいろいろ大切なことだと考えており、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

少年犯罪の抑止効果についてお尋ねがございました。

するものでございまして、これについて特定の原因だけを強調して挙げるとは困難であると考えています。

また、少年が非行に至る背景には、先ほど提案者からもお話をございましたが、家庭、学校、社会環境など多くの要因があつて、これらが関連して複雑に絡み合っているものと考えられます。少年に対し、非行についての重大さと社会生活における責任を十分に認識させ、安易に流れることがないようにすることもとても重要なことだと思います。

今回の改正は、社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに役に立つものであつて、その意味で少年犯罪の抑止のために有益であると考えております。(拍手)

○議長(井上裕君) 答弁の補足があります。国務

(國務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○國務大臣(福田康夫君) なれないことをしてお

りまして、答弁漏れございました。

竹村議員から少年犯罪対策についてのお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、少年犯罪の深刻化はまことに憂慮すべき状況にござります。この問題への対処に当たっては、少年法改正のみならず、家庭、学校、地域、関係機関等が協力し、社会が一丸となって取り組んでいくことが必要であると考えております。

こうしたもとで我が党は、少年法について、犯罪を犯した少年への教育的・福祉的措置を中心と

が取りまとめました、重大な非行の前兆段階での的確な対応、悪質な少年犯罪に対する厳正な指導等を内容とする当面とするべき措置を踏まえ、関係省庁において諸施策を総合的に推進しております。

少年犯罪対策については、今後ともあらゆる観点から政府一体となって徹底的に取り組んでいく所存であります。(拍手)

省庁において諸施策を総合的に推進しております。これは、今日の世界の大勢から見ても当然のことです。少年法の適用年齢も引き下げ、選挙権の付与と一緒に解決を図ることを提案しています。

○議長(井上裕君) 橋本敦君。

(橋本敦君登壇、拍手)

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、少年法改正案について質問します。

初めに、私は、衆議院において十分な審議を尽くさないまま本法案の採決が強行されたことに対し厳しく抗議するものであります。当日の新聞に

は、「厳罰ありき、拙速審議」、「言論の府、論議尽くさず」といった大きな見出しが躍り、国民の

厳しい批判も高まっています。

少年法は、罪を犯した少年の人生のみならず、日本社会の将来にも重大な影響を及ぼすものであ

り、それだけに関係各層の意見を踏まえて、長期的視点に立ち、慎重に審議を尽くすべきは当然であります。広い討論と国民的合意が必要なこの重

要法案について、まず私は衆議院における徹底審議を強く求めるものであります。

今日、凶悪な少年犯罪が相次いで、多くの国民

が深く憂慮し、一方、被害者からはその人権が輕視されていることに対し切実な訴えが出されています。

こうしたもので我が党は、少年法について、犯

罪を犯した少年への教育的・福祉的措置を中心と

した少年法本来の基本理念と目的は堅持し、一方、現行少年法が被害者に対して適正な配慮を欠く点などは当然改善が必要だと考えます。

また、我が党は、成人年齢を十八歳に引き下げることで、少年法の適用年齢も引き下げ、選挙権の付与と一緒に解決を図ることを提案しています。

少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件は検察官に対し原則逆送とす

ること、このことにはさらに重大な問題があります。現行少年法のもとでも、少年の動機、犯罪の性質や情状、少年の矯正可能性などを裁判官が個別的、具体的に判断して、保護処分よりも刑事裁判を行う必要があると判断するなら検察官に逆送

されているのです。

それにもかかわらず、あえて重大な犯罪であることだけを理由に原則逆送とするならば、家庭裁判所の審判権を事実上侵害するのみならず、家庭裁判所による事件の調査で犯罪の背景や原因、少年を取り巻く環境などが十分配慮されなくなるなど、少年審判本来の教育的・福祉的機能の低下を招き、少年法の理念は大きく後退して、家庭裁判所は刑事裁判へのトンネルとなるという重大な危惧があることを多くの識者、実務者が厳しく指摘

しています。そうならないと言える確かな保証が

ありますか。

次に、刑事罰適用年齢の引き下げ対象である十

四歳、十五歳は言うまでもなく、まだ中学生であります。憲法二十六条の義務教育のもとにある少年であります。そもそも、このような少年の健全

な成長を図ることは、まさに国と社会の責任であります。したがって、幼くして犯罪を犯した少年

によれば、再犯率は、少年院の場合は二十四・三%であるのに比べ、刑務所の出身者は四八・二%と極めて高くなっています。

このように、単純な厳罰化では少年犯罪の抑止効果がないばかりか、再犯の防止という社会防衛上も逆効果であるとの指摘を提案者はどう認識されていますか。

十六歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害

者を死亡させた事件は検察官に対し原則逆送とす

ること、このことにはさらに重大な問題があります。現行少年法のもとでも、少年の動機、犯罪の性質や情状、少年の矯正可能性などを裁判官が個別的、具体的に判断して、保護処分よりも刑事裁判を行う必要があると判断するなら検察官に逆送

されているのです。

それにもかかわらず、あえて重大な犯罪である

ことだけを理由に原則逆送とするならば、家庭

裁判所の審判権を事実上侵害するのみならず、家庭

裁判所による事件の調査で犯罪の背景や原因、少

年を取り巻く環境などが十分配慮されなくなるなど、少年審判本来の教育的・福祉的機能の低下を

招き、少年法の理念は大きく後退して、家庭裁判

所は刑事裁判へのトンネルとなるという重大な危

惧があることを多くの識者、実務者が厳しく指摘

しています。そうならないと言える確かな保証が

ありますか。

次に、刑事罰適用年齢の引き下げ対象である十

四歳、十五歳は言うまでもなく、まだ中学生であります。憲法二十六条の義務教育のもとにある少

年であります。そもそも、このような少年の健全

な成長を図ることは、まさに国と社会の責任であります。したがって、幼くして犯罪を犯した少年

対しては、刑事裁判に付して早々といわゆる前科者とするのではなく、十分な教育的配慮のもとに、時間をかけて責任の重大さや被害者の痛みなどを理解させ、更生の道を歩ませることこそが必要ではありませんか。国の責任放棄は許されません。提案者と法務大臣の見解を伺います。

次に、検察官関与の問題であります。

家庭裁判所の少年審判における事件の正確な事実認定は、被害者に事件の真相を周知する上でも、また犯罪を犯した少年に深い反省と罪の自覚、自己改革を迫る教育的出発点となる点でも少年審判の核心であります。したがって、我が党は、一定の重大事件で事実認定が複雑、困難となつてゐるような事件は、その事実認定に限つて検察官の関与を認めることは検討してよいと考えています。しかし、そのためには、裁判官の予断排除、伝聞証拠の禁止並びに必要的弁護人付添制度など、我が憲法第三十一条が要請する適正手続の保障がぜひとも必要であります。

国連の少年司法運営に関する最低基準規則でも、少年犯罪者に対する手続は、いかなる場合にも適正手続の名のもとに、刑事被告人に普遍的に適用される最低基準に従わねばならないとしているのです。このように、国際的にも規範化されている適正手続の保障がないまま検察官の関与を認めるならば、捜査段階で警察のずさんな一方的捜査や自白強要に抗し切れない少年をより一層弱い立場に追いやりことになり、その上、検察官に抗告受理の申し立て権まで付与することになれば、少年法の理念と公正な裁判が守られないばかりか、冤罪の危険性さえ高くなるおそれがあるではありませんか。

最後に、被害者対策の改善と今後の課題について伺います。

先日、衆議院の参考人質疑で、西鉄高速バス乗つ取り事件で母を亡くされた塚本猪一郎さんは、政府はまず被害者を立ち直らせる十分な保護をし、さらに少年を更生、復帰させる手続をすべきだ、少年の本当の更生は被害者をも救うことに

なる、こう訴えて感動を呼びました。しかし、与党案の被害者保護対策は、審判結果等の通知、記録の閲覧、謄写、被害者の意見聴取を認めるなどまり、これでは極めて不十分であります。少年犯罪事件の被害者対策は一層の充実が必要なのであります。

元最高裁判事で我が国刑法学会の重鎮である藤重光教授は、二十一世紀はすぐそこまで来ている次の世紀を担う子供たちをどう育していくのかを真剣に考えなければならない、政治家は、多方面の専門家の意見に耳を傾け、未来の理想を考えるべきときです、社会的な調査もきちんとやらず、近視眼的な視野、見識で少年法の改正を急いで強行するとすれば、まさしく次代に恥ずべき世纪の恥辱と言わねばならない、こう述べられています。まことに心すべき至言ではあります。

(拍手)

そのためには、捜査や審判手続の進展状況を含めた被害者への必要な情報の開示、被害者に対する十分な精神的ケアと経済的補償、適正な配慮のもとでの被害者と加害者の対面による加害少年の更生の促進なども実施すべきであります。提案者と法務大臣の答弁を求めます。

少年問題は社会を映す鏡であると言われているのです。少年を責める前に、政治と社会に潜む悪とゆがみを正す責任を我々は忘ることは許されません。

（衆議院議員高木陽介君登壇、拍手）

○衆議院議員（高木陽介君） 橋本議員にお答え申します。

少年法の適用年齢の上限を、選挙権を付与する年齢と合わせて十八歳に引き下げるべきではないかとのお尋ねがございました。

少年法の適用年齢の上限を、選挙権を付与する年齢と合わせて十八歳に引き下げるべきではないかとも承知いたしております。

（衆議院議員杉浦正健君登壇、拍手）

○衆議院議員（杉浦正健君） 刑務所からの出所者の再犯率等についてお尋ねがございました。

申されたような葛野教授等のような御意見があることも承知いたしておりますし、また御指摘の犯罪白書の数字につきましては、統計のとり方とか対象者の質等が異なりますので一概に比較するのはいかがかと思うんですが、しかしそういう傾向がある、少年院を出した人よりも刑務所を出した人の方が再犯率が高いという傾向があることは容易に想像できるところでございます。

橋本議員は、本改正は単純な厳罰化だとおっ

や矯正施設のあり方、さらに年齢について定めて他の法令との均衡など、種々の観点から慎重に検討する必要があると考えております。

二番目の、少年法の改正により少年犯罪を防止、減少させることができるのかとのお尋ねがございました。

先ほどの竹村議員の御質問にもございましたけれども、犯罪の発生件数はさまざま要素により増減するものであって、これについて特定の原因を挙げることは困難であると考えております。また、少年が非行に至る背景には、家庭や学校、社会環境など多くの要因があり、これらが関連して強行するとすれば、まさしく次代に恥ずべき世紀の恥辱と言わねばならない、こう述べられていました。まことに心すべき至言ではあります。

官報(号外)

しゃりたいんでしようが、私どもはそうは考えておりません。刑事罰適用年齢の引き下げは、いわば刑法の十四歳という原則と少年法の十六歳以上というダブルスタンダードを解消したことでござります。

また、いわゆる原則逆送制度の導入につきましても、人の命を故意の犯罪行為で奪うという凶悪な行為について、人の命の大切さを教え罪を犯せば処罰されることがあるということを明示したわけでありまして、少年の規範意識を育てるとともに、社会生活における責任を自覚させようとするものでございまして、いわゆる単純な厳罰化とは言えないと思うものでございます。

逆送された場合におきましても、少年法五十五条では、「裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。」と定めております。戦後五十年、この五十五条はほとんど活用されておりませんでした。

逆送された場合におきましても、裁判所におきまして適切な審理がなされると確信しておりますし、適切な矯正処遇や更生保護と相まちまして、少年の犯罪の抑止に資するものと考えておる次第であります。(拍手)

〔衆議院議員漆原良夫君登壇、拍手〕

○衆議院議員(漆原良夫君) 原則逆送制度の導入は、家庭裁判所の審判権を侵すばかりか、十分な調査が行われなくなる危惧を生ずるとの御意見をちょうだいたしました。

しかしながら、少年法第八条は、検察官等から少年事件の送致を受けた場合には事件について調査をしなければならない旨定めております。また、改正案第二十一条第一項のただし書きは、調査の結果、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは逆送決定をしなくてよいというふうな規定を設けておるところでござります。

したがって、原則逆送の制度が設けられた場合でありましても、家庭裁判所は、罪質、犯罪の動機、態様、犯行後の情況等の客観的な要素に加えて、少年の性格、年齢、行状、環境等の事情をきめ細かく調査することになっております。その結果、保護処分が相当であると考えられる場合ではないかということについても十分に慎重に検討することとしておるところでございます。

改正法案が成立した場合においては、裁判所においてこのような法の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるものと考えておりますので、御懸念は当たらないというふうに考えております。

義務教育年齢にある少年に対する更生のあり方についてお尋ねがありました。

改訂法が成立した場合においては、裁判所に個性等に応じて刑事処分をも含めて最も適切な処分を行った上でその年齢と資質に応じた教育を施す、そして責任の大きさを自覚させるとともに被害者の心情を理解させることは、少年の更生を図るためにも極めて重要であると考えております。

そのことが、少年法の目的である少年の健全育成にも資するものと考えておるところでござります。

以上でございます。(拍手)

〔衆議院議員谷垣禎一君登壇、拍手〕

○衆議院議員(谷垣禎一君) 少年審判に検察官が関与することなどによつて冤罪が生じるおそれがあつたことは、本改正法案では、少

査をしなければならない旨定めております。また、改正案第二十一条第一項のただし書きは、調査の結果、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは逆送決定をしなくてよいというふうな規定を設けておるところでござります。

したがって、原則逆送の制度が設けられた場合においては、家庭裁判所が審判を主宰して、柔軟で非定型的な職権主義審判構造を採用しているというふうに理解しておりますが、これを刑事手続と同様の手続といたしますと、審判が長期化して少年の早期保護の要請にも反するおそれが出てくるのではないか、あるいは教育的効果も失われるおそれがあるのではないか、こういったことから刑事手続と同様の手続とすることは相当ではないと考えております。

今回の改正法案は、こういう少年審判の特質に配慮しながら、検察官関与制度などを導入いたしまして事実認定手続の適正化を図るものであります。

裁判官は、検察官から送付された全記録を検討して、事実認定、法律適用の点で考慮すべき事項等を把握した上で少年の主張も十分聴取して、必要な証人尋問等を行つて心証を形成しているところであります。また、検察官が出席する場合におきまして、少年に弁護士である付添人がないとおきまして、少年に弁護士である付添人が付添われるのでありますから、検察官が関与することなどによつて冤罪が生じるというようなことはないと考えております。

また、少年犯罪被害者の充実が必要であつて、その保護をさらに拡充すべきであるとの御意見をいただきました。

この問題につきましては、本改正法案では、少年犯罪の被害者への配慮を充実させるために、ま

ず第一に被害者の申し出による意見の聴取、二番目に審判結果等の被害者への通知、それから三番目に被害者による記録の閲覧、贈写、こういう三つの制度を盛り込みました。

しかしながら、御指摘のように、被害者に対する総合的な施策や、非行のある少年の改善更生の措置を充実することはもちろん必要であります。今後とも検討、努力していくかなければならぬと考えております。(拍手)

〔国務大臣(保岡興治君) 橋本議員にお答え申上げます。〕

○国務大臣(保岡興治君) 橋本議員にお答え申上げます。

義務教育年齢にある少年に対しては、教育的配慮に基づき更生を図るべきではないかとのお尋ねがございました。

少年法の目的とする少年の健全育成という立場は今後とも堅持し、かかる法の基本理念を大切にするとする努力は今後とも尽くしていくべきであります。

少年法は、少年の健全育成を図るために、個々の事案、当該少年の特性などに応じ、刑事処分を含め多様な処分を用意しているところであり、事案に応じて、適切な厳しい処分により、少年にその責任や自己の与えた被害の大きさを自覚させるなどの矯正処遇を行つことが必要な場合もあるものと考えております。

少年による犯罪の被害者に対する保護の充実についてお尋ねがございました。

この問題は、御指摘のとおり、多岐の分野にわ

官報(号外)

たるものであり、本改正法案においては、被害者などの申し出による意見の聴取、被害者通知制度、被害者等による記録の閲覧、謄写の制度が盛り込まれているものと承知しております。また、本年五月には、犯罪被害者保護のための二法を成立させていただいたところであります。

先ほども申し上げましたが、犯罪の被害に遭われた、あるいはかわいい家族を殺害された方々のお話を聞いたりすると、もっともな点がたくさんあって、うなずかれる点も多いのですが、それで、法務省いたしましても、この問題については、今後とも関係省庁と連携しつつ鋭意検討を行ない、議論を尽くし、熟したものから適切に対応してまいりたいと考えております。

少年問題に対する政治や社会のあり方についてお尋ねがございました。

申すまでもなく、少年はやがて日本の将来を担っていくことになるのであり、その健全な育成を図ることは二十世紀の日本のためにとても大切なことで、我々政治家に課せられた大きな使命であると思います。

少年犯罪や少年非行に適切に対処し、少年の健全育成を図るために、現在御審議中の少年法の改正が重要な柱になると考えておりますし、それとどまらず、教育、文化、社会福祉、その他各般にわたる総合的な行政の充実を徹底工夫することも必要であり、またそれと相まって、少年の保護者や少年を取り巻く地域社会を初めてとする国民全体の幅広い理解と不断の努力により、自浄作用の働く社会の力をつくり出していくこととともに大切なることだと考えておるところでございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 福島瑞穂君。

(福島瑞穂君登壇、拍手)

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、少年法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず、そもそも少年法改正をするための立法事実があるのでしょうか。

少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化が言われています。しかし、これは全く事実に反しています。

後第三のピークのときから徐々に減少傾向を示しており、一九九六年から上がり始めていますが、それでも現在は第三のピーク時よりも少ない状態です。また、統計上、凶悪化、低年齢化はありません。昨年の少年犯罪の発生件数は一昨年と比べて六・三%減少しました。凶悪犯罪も三十年前

に比べて約七割も減っています。立法事実がないのですから、改正の根拠はありません。

まず、十六歳から十四歳への刑事处罚年齢の引き下げについて伺います。

十四歳といえば義務教育を受けける年齢です。義務教育を受けるべき子供を刑務所に送つてどうするのですか。子供の教育を受ける権利はどうなるのでしょうか。

改正案は、刑務所への収容が決まった少年も義務教育年齢の間は少年院に置くことができるよう

としています。しかし、その場合、少年の法的地位、権利義務は受刑者のそれになるのでしょうか。

九月七日に発表された「検察統計年報」によれば、昨年の少年事件数は減少し、逆送事件も減少しています。この事実と原則逆送はどう結びつかか。

次に、少年法の厳罰化で果たして少年犯罪が減るのでしょうか。

衆議院の法務委員会において、犯罪抑止効果を期待して法律改正をするのであれば、根拠となるデータはあるのかという質問に対して、法務大臣は総合的なしっかりした調査の結果、何をやればどういう効果があるというデータはないと答弁をされました。

少年法改正によって犯罪が抑止される、減るということは何ら立証されておりません。アメリカ

もドイツも少年法厳罰化の中でむしろ少年犯罪は増加し、少年法の厳罰化によって少年犯罪を抑止することができます。にもかかわらず、なぜ日本で今の時期に少年法の厳罰化なのでしょうか。

また、規範意識の強化ということも立法理由に挙げられることがあります。規範意識は厳罰化しなければ生まれないものなのでしょうか。

今回の少年法改正案は、立法の根拠となる立法事実もなく、犯罪の抑止力も期待できず、さらに法的整合性も全くない、百害あって一利なしのものであります。

少年法の目的である「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対し性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」との少年法一条とのことです。

それでも少年は家庭裁判所の審判で検察官の立ち会いのもとに徹底的な審議が行われ、もう一度成人

と同様の刑事裁判を受けなくてはなりません。原

則逆送の考えは少年法一条を著しく変容させるも

のです。少年法一条との整合性はあるのでしょうか。

原則逆送を採用すると、いわゆる犯罪少年は成

人以上の不利益な手続を強制されることになります。

今回の中止で、成人であれば一回で済むところを、少年は家庭裁判所の審判で検察官の立ち会いのもとに徹底的な審議が行われ、もう一度成人

と同様の刑事裁判を受けなくてはなりません。原

則逆送の考え方には少年法一条を著しく変容させるものであります。

まず、十六歳から十四歳への刑事处罚年齢の引

き下げについて伺います。

十四歳といえば義務教育を受けける年齢です。義

務教育を受けるべき子供を刑務所に送つてどうするのですか。

改正案は、刑務所への収容が決まった少年も義

務教育年齢の間は少年院に置くことができるよう

としています。しかし、その場合、少年の法的地位、権利義務は受刑者のそれになるのでしょうか。

九月七日に発表された「検察統計年報」によれば、昨年の少年事件数は減少し、逆送事件も減少

しています。この事実と原則逆送はどう結びつくのでしょうか。

次に、少年法の厳罰化で果たして少年犯罪が減

ります。

少年たちが残虐に見えるのは未熟なためです。

刑務所は懲役を科すところであり、十四歳、十五歳の少年を刑務所に入れても心の発達は遂げられません。なぜ、年齢の引き下げなのでしょうか。

次に、原則逆送規定についてお聞きします。

現行法は、家裁が刑事処分が相当と判断すれば

逆送できる仕組みをきちんととつております。

今、なぜ原則と例外を逆転しなければならないのでしょうか。理由がありません。

原則逆送を採用すると、いわゆる犯罪少年は成

人以上の不利益な手続を強制されることになります。

今回の中止で、成人であれば一回で済むところを、少年は家庭裁判所の審判で検察官の立ち会いのもとに徹底的な審議が行われ、もう一度成人

と同様の刑事裁判を受けなくてはなりません。原

則逆送の考え方には少年法一条を著しく変容させるものであります。

原則逆送を認めなければ社会防衛ができない

のです。原則逆送を認めなければ社会防衛がで

きないほど凶悪な少年犯罪が多発し、犯罪少年が

保護処分では矯正不可能なまでに人格を荒廃させ

ているのかどうか、感情論ではなく客観的な資料に基づいて立法事実の有無を検証すべきです。

次に、少年審判への検察官の関与についてお聞

きします。

これは、現在の少年審判手続に構造の全く異なる検察官を関与させるもので、木に竹を接ぐものであり、少年法の基本構造を変更するもので許さ

官報(号外)

れないと考えますが、いかがお考へでしようか。私たちは、社会の中から犯罪を減らしたいと思っています。そのためには、犯罪を行った人にきちんと変わつてもらう必要があります。少年の場合は特にそうでしょう。一生閉じ込めておくことはできないのですから、きちつと変わつてもらつて出てきてもう必要があります。そのためには、被害者を真正面に据えて加害少年が被害者と向き合い、事件の重大性や影響を少年が直接自分で認識し、受けとめ、真摯な謝罪、真の更生がなされるシステムが必要なのではないでしょうか。

少年が被害者と向き合い、被害者から見た事件の重大性や影響を直接自分の目と耳で受けとめるとき、心からの謝罪や自責の念が生まれてきます。被害者が少年の実像を知り、真摯な謝罪を受けることは被害者にとっても救いになることもあります。少年が被害者と向き合つて対話するプログラムが急速に広がっています。このような考え方、リストラティブジャスティス、いわゆる回復的司法によつて犯罪を抑止しようというのが世界の趨勢であります。(拍手)

(衆議院議員谷垣禎一君登壇、拍手)

○衆議院議員(谷垣禎一君) 福島議員にお答えを申し上げます。

少年法改正に関する立法事実についてお尋ねがありました。

一〇〇〇年四月、国連の犯罪防止会議においてもリストラティブジャスティスをもつと広めようという決議がなされました。官房長官及び法務大臣はリストラティブジャスティスについてどのように検討していらっしゃるでしょうか。お聞かせください。

衆議院の法務委員会で、少年院の子供たちに篤志面接委員として会つてきた参考人は、子供が変わつてゐるのは、そのためには、犯罪を行つた人にきちんと変わつてもらう必要があります。少年の場合は特にそうでしょう。一生閉じ込めておくことはできないのですから、きちつと変わつてもらつて出てきてもう必要があります。そのためには、被害者を真正面に据えて加害少年が直接自分と向き合い、事件の重大性や影響を少年が直接自分で認識し、受けとめ、真摯な謝罪、真の更生がなされるシステムが必要なのではないでしょうか。

立法者が、子供たちを悪い子供といい子供の二つに分けて、悪い子供は救いがないで切り捨てていくと言ふことをしているのが今回の少年法改正案です。今回の少年法改正案は、立法理由のない大人のヒステリーであり、立法者たちの子供たちへの絶縁状です。皆さんたちの多くはお父さん、お母さんでもあるでしょう。子供たちと接すると、子供たちはゆっくりとしか変われないこと、子供たちは愛されたい、認められたい、大切に扱つてほしいと思つてることが本当にわかりだと思ひます。改正案は、子供たちがゆっくり変わつていくことを許さない、愛のない改正案です。

改正案が仮に成立すれば、少年犯罪が増加していくことは火を見るよりも明らかです。子供たちはじつと見ています。厳罰化ではなく、リストラティブジャスティスをと訴え、私の質問を終わります。(拍手)

見ると、平成七年を境に増加の傾向に転じて二十万人を超えて推移しております。また、凶悪犯の選挙人員も平成七年を境に増加の傾向に転じて二千人を大きく超えるとともに、近時、社会を震撼させる凶悪重大犯罪が相次いで発生するなど、少年犯罪の動向はまことに憂慮すべき事態にあると考えております。

さきの総選挙において選挙民から寄せられた声を初めとしまして、世論の大多数は少年法の早期改正を強く望んでおりまして、それを踏まえて、議員提案による少年法改正法案を提出し、喫緊の国民的課題にこたえようとしたものであります。断じて世論を誘導するものではございません。

また、今の時期に少年法を改正する理由があるのかというお尋ねがございました。

少年による深刻な凶悪事件が後を絶たず憂慮すべき現状にあることにかんがみますと、少年犯罪に対する適切な対策を講じることは喫緊の国民的課題となつております。

今回の少年法改正案は、少年法の改正を望む国民の声が非常に強いことから、与党におきまして少年法のあり方についてさまざまな観点から議論を尽くし、この喫緊の課題に早急に対処するため必要な整備を図るものであります。

もとより少年法の改正だけが規範意識の醸成に資するものではありませんが、少なくとも、今回の改正は、少年に社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに資するものであつて、その意味で少年犯罪の抑止に有益である、こう考えております。

それから、少年審判に検察官を関与させることと/oは少年法の基本構造を変更させるものではないかとのお尋ねがございました。

先ほど、橋本議員のお尋ねにも御答弁を申し上げたところでございますが、本改正法案は、柔軟性や非形式性を持つた現行の少年審判の手続構造は維持しながら、検察官は、公訴官としてではなく、あくまで家庭裁判所の手続主宰権に服しつつ、審判の協力者として関与することとしておりまして、何ら少年法の基本構造を変更することにはならないものである、こう考えております。

○衆議院議員(杉浦正健君) 義務教育年齢の少年が刑事処分となつた場合の教育を受ける権利、法的地位、教育・更生プログラムについて御質問がございました。

今回の改正法案では、懲役または禁錮の言い渡しを受けた少年に対しては、十六歳に達するまで少年院において刑を執行し、矯正教育を授けることができるようにしております。そのようになると思います。義務教育年齢にある十六歳未満の少年が年齢に相応した必要な教育を受けることができるようになっております。

少年院收容受刑者も、懲役刑または禁錮刑の執行を受ける受刑者としての地位を有する者とされています。しかし、少年院に收容している間は原則として少年院在院者と同様の待遇を行うものでございまして、改正後の少年院法第十七条の六においては、受刑者としての地位から当然準用が要となる出所等に関する規定に限つて監獄法を準用することとしたものでございます。

少年院收容受刑者は、十六歳に達しますと、少く

年院から少年刑務所へ移送されることになります。少年院収容受刑者につきましては、少年院收容時から、教科教育のほか、例えば犯罪の重大性を認識させ、罪の意識の覚せいを図ること、生命のとうとさを認識させ豊かな人間性を涵養することなどに重点を置いた処遇計画を策定し、少年刑務所移送後もこれを引き継ぐことによりまして一貫性のある処遇を行なうことが肝要であると考えております。少年院、少年刑務所を視察してまいりましたが、現場は非常によくやつておられます。

ましたが、現場は非常によくやつておられたものと思つております。必ず我々の期待にこたえてもらえるものと尋ねがございました。

刑事処分可能年齢の引き下げの趣旨についてお尋ねがございました。

先ほど申し上げたとおりでございますが、近年、十四歳、十五歳の年少少年による凶悪重大事件が後を絶たず憂慮すべき状況にあることからがみまして、この年齢層の少年であっても罪を犯せば処罰されることがあるということを明示するとともに、事案に応じまして適切な、場合によつては厳しい処分も可能とすることによりまして、社会生活における責任を自覚させ、その健全な成長を図る必要があるものと考え、そのため、刑事処分可能年齢を刑法における刑事责任年齢に一致させまして十四歳まで引き下げる」ととしたものでございます。(拍手)

〔衆議院議員漆原良夫君登壇、拍手〕

○衆議院議員漆原良夫君 原則逆送制度を導入する趣旨についてお尋ねがありました。

故意の犯罪行為によって人を死亡させるという重大な罪を犯した場合には、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を示すことによつて

て、何物にもかえがたい人命を尊重するという基本的な考え方を明らかにして、少年に自覚と自制を求めるとともに、事案に応じて適切な処分をする必要があります。

そのような観点から、罪を犯すときに十六歳以上上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた場合には、保護処分が相当と認められる場合を除いて検察官送致、いわゆる逆送する制度を導入したわけでございます。

原則逆送と少年法第一条との関係についてお尋ねがありました。

少年法は、少年の健全育成の観点から、少年の保護を重視しつつも、犯罪の性質や少年の特性等によって、場合によっては刑事処分が選択されることをもともと予定しておるところでございまます。しかし、人を死に至らしめるような特に凶悪重大な事件については、保護処分を適当と認める場合には保護処分に付することができる」としておりました。

少年法を厳罰化することにより少年犯罪が減ると考えるかとのお尋ねですが、少年に対しても、非行についての重大さを十分認識させ、安易に流れることのないようにすることは重要であり、少なくとも、今回の改正は、社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに役立つものとなっております。その意味で少年犯罪の抑止の一助になるものと考えております。

規範意識は少年法を厳罰化しないと生まれないもののかとのお尋ねですが、規範意識の醸成はさまざまな方法によりなされ得るもので、しかし、少なくとも、今回の改正は、社会生活上必要な最小限の規範意識を持たせることに役立つものであると考えております。

御指摘のように、平成十一年の検察庁における少年の新規受理人員は平成十年に比べて減少しております。その中において、平成十一年の凶悪犯の検挙人員は増加しておりますとともに、社会の耳目を聳動する凶悪重大事件が相次いで起こっております。

故意の犯罪行為によって人を死亡させるという行為は、自己の犯罪を実現するために何物にもか

ております。少年審判手続におきましても、少年の改善更生に有益と認めるときは、御指摘のよう考へております。したがつて、このような罪を犯した場合には、少年であつても刑事処分の対象となるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る上で重要なことであります。

犯した場合には、少年であつても刑事処分の対象となるという原則を明示することが、少年の規範意識を育て、健全な成長を図る上で重要なことであります。

〔国務大臣保岡興治君登壇、拍手〕

○国務大臣(保岡興治君) 私にはリストラティブジャスティスのお尋ねがございました。

これは、もう今、官房長官からお答えしたことと同じでございますが、御指摘のような措置、これは現在の少年法の処遇においては、被害者の意識とか環として可能だと思いますし、今後も、非行のあった少年の処遇においては、被害者の意識とか社会の変化を十二分に踏まえて工夫や検討をすべきものと考えております。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

〔国務大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田康夫君) 福島議員にお答えいたします。

少年法を厳罰化することにより少年犯罪が減る

ことと予定しておるところでございまます。しかし、人を死に至らしめるような特に凶悪重大な事件については、保護処分を適当と認める場合には保護処分に付することができる」としておりました。

私は少年法第一条の理念に反するとは考えておりません。その意味で少年犯罪の抑止の一助に

つとも、原則として逆送する制度を設けたとしておりました。

平成十一年の少年事件数及び逆送事件数が減少していることと原則逆送との関係についてお尋ね

しておられます。その意味で少年犯罪の抑止の一助になるものと考へております。

規範意識は少年法を厳罰化しないと生まれないもののかとのお尋ねですが、規範意識の醸成はさまざまなお尋ねですが、規範意識の醸成はさまざまなお尋ねですが、規範意識の醸成は

さまざまなお尋ねですが、規範意識の醸成は

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。国務大臣西田国家公安委員会委員長。

〔国務大臣西田司君登壇、拍手〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。国務大臣西田司君登壇、拍手

法律案につきまして、その趣旨を御説明いたしました。

この考え方では、犯罪により生じたさまざまな損害の回復を重視するものと理解しておりますが、我が国の刑事手続においては從来からそのような

観点からさまざまな配慮が行われていると承知します。

この法律案は、警察の職務の遂行の適正を確保するため、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の警察庁及び都道府県警察に対する監察の指

官 報 (号 外)

示、当該指示を履行させるための委員による点検等、警察職員の法令違反等の報告の聽取、警察職員の職務執行についての苦情の申し出並びに委員の再任の制限に関する規定を設けることにより國家公安委員会等が警察庁等を管理する機能の強化を図るとともに、警察署における事務の処理に民意を反映させる警察署協議会の制度について定めらるほか、最近の治安情勢にかんがみ、国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取等の犯罪に係る事案についての警察運営に関する規定の整備を行うこと等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、国家公安委員会及び都道府県公安委員会等の管理機能の強化に関する規定の整備についてであります。

その一は、国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会等の管理機能の強化に関するときは、警察庁、都道府県警察及び方面本部に対する指示を具体的または個別的な事項にわたるものとすることができる」とし、この場合において、国家公安委員会、都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、その指名する委員に、当該指示の履行の状況を点検させることができます。

その二は、警視総監または都道府県警察本部長は、都道府県警察の職員が、職務を遂行するに当たって法令または条例の規定に違反した等の疑いがあると認める場合は、速やかに事實を調査し、当該事由があることが明らかになつたときは、都道府県公安委員会の定めるところにより、都道府

県公安委員会に対し、その結果を報告しなければならないこととするものであります。

その三は、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申し出をすることができる」ととし、都道府県公安委員会は、当該申し出が行われたと認められる場合等を除き、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申し出者に通知しなければならないこととするものであります。

その四は、国家公安委員会の委員については一回に限り、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員については二回に限り、再任されることができる」ととするものであります。

第二は、警察署協議会の制度に関する規定の整備についてであります。

これは、管轄区域内の人口が僅少であること等特別の事情がある場合を除き、警察署に、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警対署長の諮詢に応するとともに、警対署長に対して意見を述べる機関として、警察署協議会を置くものとします。

第三は、国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備についてであります。

これは、国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与える、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要その他これらに準ずる犯罪に係る事案で國の公安に係るものについての警察運営に関することを加えるものであります。

その他、国家公安委員会の管理する事務として

県公安委員会に対し、その結果を報告しなければならないこととするものであります。

その三は、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申し出をすることができる」ととし、都道府県公安委員会は、当該申し出が行われたと認められる場合等を除き、これを誠実に処理し、処理の結果を文書により申し出者に通知しなければならないこととするものであります。

その四は、国家公安委員会の委員については一回に限り、都道府県公安委員会及び方面公安委員会の委員については二回に限り、再任されることができる」ととするものであります。

第二は、警察署協議会の制度に関する規定の整備についてであります。

これは、管轄区域内の人口が僅少であること等特別の事情がある場合を除き、警察署に、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警対署長の諮詢に応するとともに、警対署長に対して意見を述べる機関として、警察署協議会を置くものとします。

第三は、国の公安に係る事案についての警察運営に関する規定の整備についてであります。

これは、国家公安委員会の管理する事務として、国際関係に重大な影響を与える、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要その他これらに準ずる犯罪に係る事案で國の公安に係るものについての警察運営に関することを加えるものであります。

森総理は、さきのクエスチョンタイムで民主党の鳩山代表に、中川議員本人が調査して証明されると言ひ逃げておりますが、内閣としても責任を持って調査し、適正に対処すべきと考えます。福田官房長官、いかがでしょうか。明快なお答えをお願いいたします。

また、警察情報を漏えいしたこととが事実であるとすれば、情報を提供した警察官は公務員法上、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務の違反に問われることになります。警察庁はこの件について事実関係を十分調査の上、結果を公表すべきであると考えます。

国家公安委員長、いかがでしょか。警察の信頼回復の上にも重要ですので、速やかな対応を望みます。

さて、かつて日本は世界でも最も治安のよい国として国際的にも認知され、また多くの国民は我が国の警察に対して全幅の信頼を寄せてまいりました。ところが、今日は犯罪の検挙率の低下や警察官の相次ぐ不祥事により、我が国の警察に対する国民の信頼感が根底から揺らぎ始めており、甚だ危機的な状況に直面しております。

警察白書における国民の意識調査によると、警察の捜査活動について何らかの不満を持っている人が七三・一%に上り、一九六九年の二八・八%に比べると信頼の低下は深刻です。警察刷新会議の氏家座長も、ホームページの開設に当たって、このところ警察不祥事が頻発し、国民は不安のどん底におののいています、私はこの警察をめぐるさまざまな問題の根本には、日本の警察が戦後半世紀以上を経過し、制度疲労を起こしていることがあります。

日本の警察はなぜこのように国民の信頼を失つたのでしょうか。その原因と、今後いかにして国民の信頼を回復するのか、その処方せんについて国家公安委員長の総括的な御所見を伺います。

特に、昨年来、神奈川県警、新潟県警を初め、警察官の不祥事が相次ぎ、このまま放置すれば国民の治安の維持に重大な支障を生じるおそれがあり、早急な警察改革が要請されてきました。政府も、ようやく警察刷新会議の緊急提言を受けて、本法案が提出されたところです。

我が会派としては、政府の前向きに取り組む姿勢には一応の敬意を表しつつも、本法案では、国民の警察に対する信頼関係を確立する観点から見ると甚だ不十分であり、残念ながら失望を禁じ得ません。

一連の不祥事が警察官の綱紀のたるみにあることは論をまちません。そして、そのための警察の内部努力や自己改革は当然であります。しかし、今回の事態では、これだけで不祥事の背景となつた警察の閉鎖性や甘えの体質、無謬性を打破することができないことが明らかになりました。国民は、警察に対する国民の監視の目を導入すること、そのため公安委員会の機能強化やさらなる情報公開を求めております。

しかし、本法案ではその視点が極めて弱く、内容的にも不十分であると言わざるを得ません。民主党は、国民的視点から改革を進めるため、衆議院段階においてあえて対案を提出し、有識者の高い評価を得たところであります。

以下、本法案と我が会派の主張の主な相違点を申し上げ、国家公安委員長の御所見をお聞きいたします。

第一に、警察に対する監察機能の問題です。

危機管理の専門家であり警察出身の佐々さんの言葉をかりますと、警察組織は日本が余りにも平和で豊かになった八〇年代ごろから腐り始めた、その主な理由としては、敵が存在しなくなり、ピラニアがいなくなつた、シラスだけになつたことが警察腐敗の原因ではないかと指摘されております。いずれの組織も、チェックのない組織は独善に陥り、腐敗し、堕落していくのが通例であります。

今回の一連の警察不祥事においても、チェック機能が事実上麻痺していたところに大きな原因があります。したがって、このたびの警察制度の改革で一番重要なのは、警察行政に対していかにチェック機能をビルトインするかということになります。

本法案では、監察について、公安委員会が警察に対しても具体的、個別的事項の指示をすることができるとしておりますが、公安委員会が独自の職員を有するわけではなく、実際には警察の職員が補佐することとされております。監察される側が監察する側を補佐するのでは、十分な監察が期待できないのは自明の理でございます。これでは警察を第三者が直接監察する道を封じたことになる情報公開を求めております。

しかし、本法案ではその視点が極めて弱く、内容的にも不十分であると言わざるを得ません。民主党は、公安委員会に独自の事務局を置き、院段階においてあえて対案を提出し、有識者の高い評価を得たところであります。

以下、本法案と我が会派の主張の主な相違点を申し上げ、国家公安委員長の御所見をお聞きいたします。

第二に、警察に対する苦情処理の問題です。

いわゆる桶川事件や柄木の石橋署事件など一連の不祥事において、苦情を聞いてもらえないとか文書を改ざんされ悲惨な結末となつた事例も少なからずありました。もとより警察に対する苦情は、第一次的には警察署の窓口で受理し、誠実に対応し、解決されるべきものであります。これまでの事例から見て、これだけでは限界があります。

本法案では、警察の窓口の相談を充実しながら、文書に限って公安委員会が受理することとなっています。しかし、公安委員会といつても独自の事務局ではなく、結局警察の窓口で苦情を受け付けることになり、実態は従来とほとんど変わらないのではないかと想うのです。

我々は、公安委員会に事務局を持った苦情処理委員会を置き、苦情を言いたい国民の気持ちに即した処理を行うこととしております。

苦情処理のあり方にについて御所見をお伺いいたします。

第三に、警察情報の公開の問題です。

警察情報が、プライバシーや捜査秘密にかかわるものなど公開すべきでない情報があることは事実であります。警察官の不祥事にかかる情報などは、秘匿すればするほど国民の警察不信を招くものです。そうした観点から、特に警察は積極的に警察情報の公開に努めることを明示する必要があると考りますが、いかがでしょうか。

第四に、本法案の警察署協議会について、地域住民と警察との信頼関係を醸成する上で極めて重要な組織であると考えますが、この人選、運営次第によっては警察の御用機関になるなど形骸化するおそれがあります。したがって、協議会の委員は、特定分野に偏ることなく、民意を十分に反映されるような人選をすると考えますが、開とするなどの配慮が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

次に、警察の組織、人員についてお尋ねいたします。

戦後、我が国は混亂期においては、警察は警備、公安部門を中心として充実強化が図られてきました。その後、国情が安定してきた現在、国民生活に家庭内暴力、凶悪な少年犯罪、ストーカー事件等いろいろの問題が生じております。また、の法律にのっとり情報公開に関して必要な施策を

策定しなければならないとされております。

これを受けて、自治体も、警察を公開対象に加える条例改正を進めておりますが、現在のところ、改正済みの都府県は十七にとどまっておりま

す。他の道府県においても速やかに改正を行つよ

う政府としても指導すべきであると考えますが、

自治大臣としての御所見をお伺いいたします。

宮城県では、情報公開条例の改正に当たって、

県警本部長の第一次判断権を尊重する規定を明記しない知事の原案に対して、明記すべきであると

する警察本部との間に対立がありますが、県警の裁量権を広げれば、捜査上の秘密に名をかりて公表すべき情報まで隠されかねないとする知事の主張の方が正当性があると考ります。いかがお考え

でしようか。

口、国際犯罪等新たな問題も生じております。

このような社会経済情勢の変化に対応して、管

理部門や全国に一万人いる機動隊の人員の運用の

あり方を含めて、警備、公安部門の人員を国民の

身近な安全を守る地域の現場部門にシフトする

等、組織の見直しと人員の再配置を図ることが重

要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

警察庁は、来年度予算で地方警察官二千七百七

十五名の増員を要求しておりますが、焼け太りで

はないかとの批判があります。人員の再配置と徹

底的な合理化が進められること前提に、警察官

の増員は必要最小限にとどめるべきであると考え

ますが、いかがでしょうか。

最後に、教育は人なりと言われますが、警察も

また人なりであります。警察刷新会議の緊急提言

の結びに、「一連の不祥事を見るにつけ、国民に

顔を向けて、組織の「上ばかり見ている警察幹部

が増えつつあるのではないかとの危惧を抱かずにはいられない。全警察職員は国民に奉仕するとの原点に立ち戻ってほしい。」と呼びかけております。反面、私は、きょうもなお第一線で多くの警察官が国民生活の安全のために黙々と職務に精励している姿を拝見しております。

焦点となっているキャリア警察官については、現場重視の経験と自覚を促すとともに、従来のように警察本部長には最低昇進させるという安易な登用は排除し、厳格な選別を行うとともに、いわゆるノンキャリアの登用を積極的に行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

一般の警察官の人事、教育については、国民に奉仕するとの自覚の向上を図るとともに、信賞必罰を徹底し、意欲ある者が報いられる待遇や昇進

システムを構築することにより、警察官が誇りと

使命感を持って仕事ができるよう環境を整えることが重要であると考えます。国民に信頼される

警察職員の方について、国家公安委員長の決意をお聞きいたします。

我々民主党は、警察に対する国民の信頼の回復

を図るために、本法案の持つ多くの欠陥を指摘し、より実効性が上がる方策を提示してまいりました。

本法案の抜本的な修正を強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣西田司君登壇、拍手〕

○國務大臣(西田司君) 菅川議員にお答えをいたします。

中川前官房長官の捜査情報漏えい疑惑について、事実関係を十分調査の上、結果を公表すべき

とのお尋ねでありますが、御指摘の捜査情報の漏えいに関する調査は捜査と密接に関係するもので

ありますので、このような場合、調査を行うかどうかなどについて申し上げることは、私としては適切でないと考えます。

なお、一般論で申し上げれば、捜査の必要性があれば、法と証拠に基づき、警察において適正に

対処するものと認識をいたしております。

日本の警察が国民の信頼を失った原因と国民の信頼を回復するための処方せんについてお尋ねで

あれば、法と証拠に基づき、警察において適正に

対処するものと認識をいたしております。

苦情処理のあり方についてお尋ねであります

が、苦情は本来、警察事務を執行する警察本部長

以下で処理されることが基本であります。しかし

ながら、一連の不祥事において苦情が組織的に処理されていない事案が見られるところであります。

そこで政府案においては、警察の第三者的管理機関である公安委員会に苦情の受理、処理及び処理結果の通知を責任を持って行わせようとするもので

あります。これにより、国民の信頼を得るに足る組織的かつ適切な苦情処理が行われるものと考

えております。

これら一連の不祥事案は、基本的には不祥事案を起こした個々の職員の職務倫理意識、あるいは幹部の指揮監督能力や管理能力の欠如に起因するところが大きいと考えております。

また、警察刷新会議の提言におきましては、警察の閉鎖性、国民の批判や意見を受けにくいくらいの体質、時代の変化への対応能力の不足といった御指摘がなされたところであります。

公安委員会及び警察としましては、これらの指摘に十分に耳を傾け、不祥事案の絶無を期し、国民の信頼の回復に全力を注がなければならぬと

ころであり、このため、警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化、国民のための警察の確立、新たな時代の要請にこたえる警察の構築、警察活動を支える人的基盤の強化について、対症療法とともに、第三者的立場から警察の事務の執行をどうまらず、根本的な対策を推進していく必要があると考えております。

公安委員会が独自に監察を行うことについてお尋ねでありますが、本来、公安委員会の役割は、個々具体的な警察事務の執行にみずから当たることなく、第三者的な立場から警察の事務の執行を監督することにあり、今後ともこの基本的な枠組みは維持すべきであることから、公安委員会が独自に監察を行うことは適當ではないと考えております。

なお、苦情処理の適正化を図り、公安委員会の管理機能の強化を図るために、国民と接する第一線における問題點が直接公安委員会に集約され

ます。これが望ましいものと考えております。

警察の情報公開についてのお尋ねであります

が、國家公安委員会及び警察庁においては、警察刷新会議の緊急提言を受けて情報公開の推進に積極的に取り組むこととしております。また、國家

公安委員会及び警察庁は、情報公開法の対象機関とされており、同法施行後は同法の規定に基づき適切に情報公開を実施していくこととしております。

都道府県警察における情報公開については、各

都道府県で判断すべき事項であります。情報公開法第四十一条において地方公共団体における情

報公開の拡充について規定されていることなどか

ら、今までに十七都府県で警察を対象とする情

報公開条例の改正が行われたところであります。

また、警察庁においては、去る九月十四日に通達を発出し、情報公開条例の実務機関となつてい

ない都道府県警察においては実施機関となる方向で検討を進めるよう指示したところであります。今後、そのような条例改正を行う道府県はさらに増加する見込みであります。

以上のことから、警察法に警察の情報公開の推進に関する新たな規定は設けないこととしたものであります。

都道府県において、警察を情報公開の対象とするための条例改正を行うよう指揮すべきとのお尋ねがありました。

警察の情報公開の推進については、警察刷新会議の緊急提言においても指摘されており、同提言を踏まえ、警察庁から各都道府県警察に情報公開の推進を図る旨通知されているところであります。警察は情報公開の対象としている道府県においても、情報公開法や通知の趣旨も踏まえ、情報公開の対象とする方向で検討を行っているものと承知をしております。私としても、このような検討が進むことを期待しており、必要な情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。

宮城県の情報公開条例をめぐる問題についてのお尋ねでありますが、都道府県の情報公開条例にどのように規定を設けるかは各都道府県において判断されるべきものであると承知しております。今後、関係機関において十分な協議が尽くされ、情報公開と治安維持の双方の調和のとれた適切な解決が図されることを期待しておるものであります。

なお、御指摘の第一次判断権の尊重についてであります。情報公開法においても、いわゆる公共安全情報については、外交・防衛情報と同じく行政機関の第一次的判断が尊重される規定とされております。すなわち、行政機関の判断が裁判であります。

争われた場合には、行政機関の判断に合理性があるかどうかが審理され、合理性がないと判断されれば不開示決定は取り消されることになります。したがって、公表すべき情報まで隠されかねないという議員の御懸念は当たらないものと考えております。

警察署協議会についてのお尋ねでありますが、警察署協議会は、警察署の業務運営に地域住民の意向を反映させるために設置しようとするものであります。したがって、その委員の人選につきましては、地域住民の意向を代表して警察署の業務運営に関する意見、要望等を表明するにふさわしい方を公正に人選する必要があると考えております。このため、委員の委嘱は第三者的管理機関である公安委員会が行うこととしておりますが、その人選に当たっては、地域や所属組織等に偏りがないようになりますとともに、自治会、自治体等の意見を聞いたり推薦を受けたりすることなどが必要であると考えております。

また、その議事の公開については、警察署協議会が地域住民を代表して警察署の業務運営に関する意見、要望等を表明する機関であることにかんがみ、協議会における率直な意見の交換が害されないことなどに配慮しながら議事概要等の公表に努めてまいるものと承知をしております。

組織の見直しと人員の再配置についてのお尋ねでありますが、議員御指摘のとおり、組織の見直しと人員の再配置については、緊急提示と認識をしております。

I種採用者等の人事管理の見直しについてのお尋ねでありますが、これにつきましては、緊急提示と認識をしております。

○國務大臣(福田康夫君) 替川議員にお答えいたします。

冒頭、中川前官房長官は、国会における答弁においては、県警の課長として赴任するまでの期間を延伸させ、現場経験を十分させるとともに、警察の配置、運用の抜本的見直しを指示したところであります。

あり、現在、各都道府県警察において、すべての部門について業務のあり方や必要性を根本から見直し、国民の身近な要望等にこたえ、また、複雑多様化する警察事象に立ち向かうため、最も効果的な人員の配置、運用について検討が行われているものと承知をしております。

なお、機動隊については、各種危機管理対応のための團體警備力の中核として、一定規模の体制は維持しなければならないと考えております。他方、従来から暴走族の一斉取り締まり等、その多角的運用にも鋭意努めているところであります。警察官の増員は必要最小限にとどめるべきとの御指摘がありました。

警察庁では、平成十三年度予算概算要求において二千七百五十五人の地方警察官の増員を要求しておりますが、国及び地方の財政状況が極めて厳しい中、増員に対する理解を得るために、その前提として業務のあり方や必要性にまで踏み込んだ徹底的な合理化と人員の再配置を推進する必要があると考えております。

このため、議員御指摘のとおり、職務倫理、教育の充実を図るとともに、信賞必罰の徹底、厳しい勤務に從事する職員の待遇改善、能力、実績の適正な評価等を推進し、活力ある組織づくりに努めることが今最も重要なと考へております。

これら諸施策を実現の上、一人一人の警察官が誇りと使命感を持って職務に精励することで国民の信頼を一日も早く回復できるよう、私としても警察庁を督励してまいります。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○國務大臣(福田康夫君) 替川議員にお答えいたします。

中川前官房長官は、国会における答弁においては、県警の課長として赴任するまでの期間を延伸させ、現場経験を十分させるとともに、警察の配置、運用の抜本的見直しを指示したところであります。

<p>報であることを明確に否定しているところであり、私としては改めて調査をする必要はないと考えております。</p> <p>ただいま国家公安委員長からも御指摘ございましたけれども、一般論として警察情報が漏えいするとは考えにくく、捜査の必要性があると判断されれば、捜査当局において法と証拠に基づいて適切に対応されるものと考えております。(拍手)</p> <p>○議長(井上裕君) 富権練三君。</p> <p>(富権練三君登壇、拍手)</p> <p>○富権練三君 私は、日本共産党を代表して、警察法改正案について質問いたします。</p> <p>今、我が国の警察行政の根本が問われております。問題の基本点はどこにあるのか、どう改革することが求められているのか、これらの問題に正面から回答を出しが迫られています。</p> <p>昨年来の、神奈川県警本部長、新潟県警本部長、関東管区警察局長など、たび重なる警察の最高幹部の不祥事件は、「警察に自力更生はできるのか」、読売社説、「外部の力にゆだねよ」、朝日社説など、国民の警察不信を広げました。そして今、中川前官房長官問題が明らかとなり、これを一つの要因として、世論調査では内閣支持率が軒並み一〇%台を示すなど、危機的状況を示すに至つたのであります。</p> <p>そこで、まず、中川前官房長官問題の核心部分である捜査情報漏えい疑惑についてであります。</p> <p>昨年のことしだけでも、警察による個人情報漏えいに関する処分が十三件、二ヶ月に一回以上の割合で処分者が出でております。しかも、警視庁を</p>
<p>さらに、今回の覚せい剤捜査情報の漏えい疑惑に政府高官が関与していたとなれば、内閣そのものの存立を危うくする重大事態であります。この疑惑が報道されてから既に三週間がたち、この間に三回の公安委員会の会議が開かれております。</p> <p>ところが、この情報漏えい疑惑に関して、警察庁からの国家公安委員会への報告もなし、国家公安委員会から調査の指示もなし、この問題に関する議論も一切行われておりません。</p> <p>国家公安委員会は、ことし一月に情報漏えい防止を指示した職務倫理及び服務に関する規則を大綱方針として定めております。このような重大な疑惑について本人も認めてる以上、漏えい事件である可能性が大であります。これは一月に起きた大綱方針違反ることは明らかであります。</p> <p>直ちに事実を調査し、結果の報告を求めるのは国家公安委員会として当然のことではありませんか。国家公安委員長、なぜ事実関係の調査と報告を警察庁に指示しないのですか。</p> <p>次に、改正案についてであります。まず警察に対する外部監察についてです。</p> <p>この間の不祥事件は、警察が警察をチェックするという身内による監察は全く体をなしていないかったことを浮き彫りにしました。警察庁は神奈川県警の覚せい剤事件隠ぺいなど不祥事件を契機に特別監察を実施しました。ところが、新潟県警に特別監察を行った関東管区警察局長の監察が空監察であったばかりか、監察当日の夜、九年余り</p>
<p>初め、愛知、京都、大阪など全国に広がっていました。これらは本来犯罪を捜査すべき警察が犯罪を犯していることであり、警察の根深い腐敗を示しています。</p> <p>さらに、今回の覚せい剤捜査情報の漏えい疑惑に政府高官が関与していたとなれば、内閣そのものの存立を危うくする重大事態であります。この疑惑が報道されてから既に三週間がたち、この間に三回の公安委員会の会議が開かれております。</p> <p>ところが、この情報漏えい疑惑に関して、警察庁からの国家公安委員会への報告もなし、国家公安委員会から調査の指示もなし、この問題に関する議論も一切行われておりません。</p> <p>国家公安委員会は、ことし一月に情報漏えい防止を指示した職務倫理及び服務に関する規則を大綱方針として定めております。このような重大な疑惑について本人も認めてる以上、漏えい事件である可能性が大であります。これは一月に起きた大綱方針違反ることは明らかであります。</p> <p>直ちに事実を調査し、結果の報告を求めるのは国家公安委員会として当然のことではありませんか。国家公安委員長、なぜ事実関係の調査と報告を警察庁に指示しないのですか。</p> <p>次に、改正案についてであります。まず警察に対する外部監察についてです。</p> <p>この間の不祥事件は、警察が警察をチェックするという身内による監察は全く体をなしていないかったことを浮き彫りにしました。警察庁は神奈川県警の覚せい剤事件隠ぺいなど不祥事件を契機に特別監察を実施しました。ところが、新潟県警に特別監察を行った関東管区警察局長の監察が空監察であったばかりか、監察当日の夜、九年余り</p> <p>にわたって行方不明となっていた少女が発見されました。これらは本来犯罪を捜査すべき警察が犯罪を犯していることであり、警察の根深い腐敗を示しています。</p> <p>第一に、今回の改革によって委員補佐官室が設置されても、警察庁が国家公安委員会の事務を行うことに変わりはありません。補佐官の任命権者は警察庁長官であり、警察から独立した事務局ではありません。結局、国家公安委員会の規則の起きたことは、国家公安委員会が警察に対して具体的、個別的な事項について監察の指示と点検を行えることとし、補佐官をつけることができる」としまった。このことをもって公安委員会が第三者的役割を果たすなどとしています。しかし、公安委員会が行う権限は依然として警察にあります。補佐官も警察職員です。身内による監察から一步も出ていないのであります。</p> <p>結局、警察への外部監察はかたくなに拒否し、公安委員会といえども警察の内部には一步も踏み込ませないということではありませんか。これでは今までと基本的に変わりありません。政府は、外部監察を行わない理由として、捜査と密接に関連しているなどの理由を挙げていますが、これらは守秘義務の徹底等で解決するものです。なぜそんなにかたくなに外部監察を拒否するのですか。</p> <p>日本共産党は、公安委員会が監察権を持ち、そのもとに警察出身ではない監察委員を配置し、独自に監察を行ふことを提案しています。こうしてこそ初めて国家公安委員長の言う第三者的役割を果たすことになるのではありませんか。</p>

万円という年俸にふさわしく、実質常勤化するため、週一回会議を開くと定めた国家公安委員会運営規則を改正するのは当然だと考えますが、いかがですか。

最後に、情報公開について伺います。

この間の不祥事件は、警察の隠ぺい体質が警察犯罪を生み、広げ、悪質化させ、警察行政を憲法や警察法の精神から大きく逸脱させてきたことを示しています。今、警察の刷新に求められているのは、徹底した情報公開であります。

本法案では、情報公開については来年四月施行の情報公開法によることを前提としています。その情報公開法では、犯罪の予防や公共の安全等に「支障を及ぼすおそれがある」と行政機関の長が認めることがあります。そこで、「事項も不開示とされており、警察庁長官や県警本部長などの拡大解釈を果してなく認める規定になっています。これでは、捜査に支障を及ぼすおそれがあるとして、ほとんどの情報が不開示とされ、情報公開法の効果を半減させることになります。

総務省長官及び国家公安委員長に伺います。

情報公開法施行の前に、この「行政機関の長が認めることがあります」の部分を削除し、犯罪の予防や公共の安全等に支障のない限り原則公開すべきではありませんか。

以上、警察を改革する上で、これら肝心の問題にメスを入れないで済ますことはできません。ことは本法案に対する衆議院での審議を通じて一層明らかになりました。明確な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(西田司君) 中川前官房長官の捜査情

報漏えい疑惑について、事実関係調査を指示すべきであるとのお尋ねがありますが、御指摘の捜査情報の漏えいに関する調査は捜査と密接に関連するものでありますので、このような場合、調査を行うかどうかなどについて申し上げることは、私としては適切でないと考えております。

なお、一般論で申し上げれば、捜査の必要性があれば、法と証拠に基づき、警察において適正に対処するものと認識をいたしております。

公安部委員会と監察に関するお尋ねですが、今回の政府提出の改正案は、都道府県警察職員の懲戒事案にかかる事案の公安部委員会への報告義務、公安部委員会に対する文書による苦情申し出制度等により、職務執行の問題点の把握という面における公安部委員会の管理機能を強化するとともに、公安部委員会による具体的・個別的な監察の指示、公安部委員会が指名する委員による当該指示の履行状況の点検等により、不祥事発生時の適正な処理に当たっても公安部委員会が十分なる第三者の監察点検機能を発揮できるようにするものであり、御指摘は当たらないものと考えております。

いわゆる外部監察についてお尋ねですが、今回

の政府提出の改正案は、警察の組織や業務に精通している必要があること、それから不祥事の調査は捜査活動と密接に関連すること、監察と人事の緊密な連携が必要であることなどから、外部監察を導入することは適当でないと考えます。

このようないい理由があることなどから、外部監察の導入することは適当でないと考えます。

最後に、情報公開法施行の前に、この「行政機関の長が認めることがあります」の部分を削除し、犯罪の予防や公共の安全等に支障のない限り原則公開すべきではないかという

ところです。また、都道府県警察本部においても、所要の体制の整備や公安部委員会事務担当スタッフの増強等を図ることにより、真に効果的な補佐体制が確立されるものと考えております。

こうした観点から公安部委員会の警察を管理する本来の機能を強化しようとするものであります。予測としての専門的・技術的判断を要することな

尋ねですが、本来公安部委員会の役割は、個々具体的な警察事務の執行にみずから当たることなく、第三者的立場から警察の事務の執行を監督することにより、今後ともこの基本的枠組みは維持すべきであることから、公安部委員会が独自に監察を行なうことは適当ではないと考えております。

今回の政府提出の改正案では、現在の基本的枠組みを維持しつつ公安部委員会の第三者機関的な監察機能の強化を図ることとしており、これによつて厳正な監察が担保されるものと考えております。

公安部委員会の独立の事務局についてお尋ねがありました。公安部委員会の独立の事務局につきましては、事務局と警察庁、警察本部の二重構造はむだと効率の低下を生み出し、屋上屋を架す結果となることから、適当でないと考えます。また、現在の公安部委員会制度には、事務局が介在しないことにより、警察からの情報がスマートに公安部委員会に上がり、公安部委員会の意見に対しても直ちに対応することができるなどの長所があるものと考えております。

このようないい考え方から、警察庁では警察刷新会議の緊急提言を踏まえ、国家公安委員会の事務局的機能を果たす課並みの委員補佐官室の新設を行なうほか、各委員に補佐官を置くことを検討しているところであります。また、都道府県警察本部においても、所要の体制の整備や公安部委員会事務担当スタッフの増強等を図ることにより、真に効果的な補佐体制が確立されるものと考えております。

これは、公共安全情報は、犯罪等に関する将来

どの特殊性が認められること、諸外国においても法の適用または司法審査の関係で他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少くないことから措置されたものであり、警察活動に支障を生じさせないために必要な規定であると考えております。

また、行政機関の長の判断が裁判で争われた場合には、裁判所はその判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理することとなるので、行政機関の恣意的な判断が許されることないと理解をしております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣統訓弘君登壇、拍手)

○國務大臣(統訓弘君) 富権議員の情報公開に関する御質問にお答え申し上げます。

同法は、行政情報の実情や諸外国の制度について広範に調査した上で立案したものでございます。特に、犯罪捜査等の情報につきましては、その性質上、開示、不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するという特殊性が認められるものでございます。

諸外国の法制におきましても、不開示情報のうち犯罪捜査等に関する情報につきましては、その特殊性から特別の配慮が行われております。このため、犯罪捜査等の情報につきましては、公により公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつけ相当の理由があるときには不開示とする旨、規定したものであります。したがいまして、犯罪捜査等情報の特殊性から、現行の規定は必要なものであると考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(井上裕君) 照屋寛徳君。

(照屋寛徳君登壇、拍手)

○照屋寛徳君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、警察法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

国民が安全で安心できる暮らしを送る上で、警察は重要な役割を担っております。しかし、神奈川県警に始まる一連の警察不祥事によって、警察組織や警察幹部に対する信頼は低下し、警察そのものの役割に対する疑問が出ているのは極めて残念であり、憂慮すべき事態であります。

神奈川県警では、元警察官の覚せい剤使用事件

や本部長による組織ぐるみの証拠隠滅、犯人隠避事件など、次々と警察官による犯罪、不祥事が露見し、ついには元本部長の検挙という前代未聞の事件にまで発展いたしました。

一連の不祥事を契機に、警察庁は各県警へ特別監察を実施しました。しかしながら、新潟県警では、本部長が少女監禁事件の捜査指揮を放棄し、特別監察に訪れた関東管区警察局長と接待マージャンに興じたばかりか、特別監察も空監察であったことが明るみになりました。その後も、桶川事件をめぐる埼玉県警上尾署、リンチ殺人事件をめぐる栃木県警石橋署の対応等々、警察に訴えて助けを求めるのに、警察の不作為と捜査ミスが事件を拡大させ、被害者的人命を奪う悲惨な事件が相次ぎました。

新潟県警では警察による自己監察が無意味であ

り、警察を管理する公安委員会が本来担うべき監察を実施しました。しかしながら、新潟県警で

は、本部長が少女監禁事件の捜査指揮を放棄し、

特別監察に訪れた関東管区警察局長と接待マーティンに興じたばかりか、特別監察も空監察で

あったことが明るみになりました。その後も、桶

川事件をめぐる埼玉県警上尾署、リンチ殺人事件

をめぐる栃木県警石橋署の対応等々、警察に訴え

て助けを求めるのに、警察の不作為と捜査ミスが

事件を拡大させ、被害者的人命を奪う悲惨な事件

が相次ぎました。

これら一連の事件は決して偶発的なものではありません。戦後、警察が抱えてきた構造的な問題であり、その根源にメスを入れなければ真の警察再生はありません。この点についての国家公安委員長の御見解を伺います。

私は、一連の不祥事の教訓として、警察行政が

国民の日常的監視、監督から遮断されたことで聖域化され、組織防衛を何よりも優先してきたこと

や警察の自浄能力の欠如を指摘したいと考えま

す。警察の情報公開についても、捜査情報である

との理由で不必要に公開範囲を狭めてきた体質を改めるべきであると考えます。不正をチェックす

るには、不正が存在するという情報が必要であります。イギリスの公益開示法のように、内部告発者を保護する法整備を行うよう提起いたします。

その上で、警察情報の公開に関する総務庁長官の見解を賜ります。

新潟県警では警察による自己監察が無意味であり、警察を管理する公安委員会が本来担うべき監察を実施しました。しかしながら、新潟県警では、本部長が少女監禁事件の捜査指揮を放棄し、特別監察に訪れた関東管区警察局長と接待マーティンに興じたばかりか、特別監察も空監察で

あったことが明るみになりました。その後も、桶

川事件をめぐる埼玉県警上尾署、リンチ殺人事件

をめぐる栃木県警石橋署の対応等々、警察に訴え

て助けを求めるのに、警察の不作為と捜査ミスが

事件を拡大させ、被害者的人命を奪う悲惨な事件

が相次ぎました。

これら一連の事件は決して偶発的なものではありません。戦後、警察が抱えてきた構造的な問題であり、その根源にメスを入れなければ真の警察

再生はありません。この点についての国家公安委員長の御見解を伺います。

ではないでしょうか。国家公安委員長の御所見を賜ります。

さて、刷新会議の提言を踏まえた警察法一部改正案も、公安委員会の独自の事務局の設置を見送るなど、極めて不十分であります。最大の問題は、公安委員会及び警察以外の第三者機関による外部監察を否定していることであります。しかしも、会計検査院や総務庁行政監察局のよう、警察行政をチェックする機関も本来の任務を果たしておりません。警察署協議会の設置や苦情の処理と回答義務の明記など、国民と警察との接点を制度化するのであれば、イギリスの警察不服審査局やアメリカの警察監視委員会などにならない、外部の第三者による警察監視システムを設けるべきです。第三者的に監察を実施するのも一つの方法です。監察の導入についての意見を伺います。

また、警察行政にどのような問題があったのかを明らかにすることも総務庁行政監察局の重要な役割です。既に行政監察に着手していると伺って国家公安委員長の御見解を伺います。

まず、警察行政にどのような問題があったのか

を明らかにすることも総務庁行政監察局の重要な役割です。既に行政監察に着手していると伺って

います。しかし、総務庁長官の見解を伺います。

さて、警察の不作為や捜査ミスの発生の一つの原因として、捜査現場の人員の少なさや第一線警察官の過重労働が指摘されております。地域住民の安全の確保のために空き交番の解消を図ることは理解できます。しかし、警備公安警察のあり方や機動隊に対する大胆な見直しもないままの警察官の増員は、焼け太りと言われても過言ではなく、果たして国民の理解が得られるのか疑問であります。

私は、警察の権限自体の分散化が今必要である、同時に、民事分野に不当な介入を図ることは厳に慎むべきであると考えますが、国家公安委員長の御見解を伺います。

長の御見解を伺います。(「もう時間だ」と呼ぶ者あり)またあります、時間は。

次に、警察の装備、それから警察委員会の設置についての国家公安委員長の御見解を求めます。

最後に、一連の不祥事によって、今や警察制度改革は一刻たりとも猶予できない状態となっております。今こそ緊急に改革を行ふとともに、警察制度を根本的に見直すことも視野に入れるべきであります。一連の不祥事の反省に立ち、国民的監視のもと、警察が真に市民生活の安全の守り手として国民からの信頼を回復されることを願つて、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣西田司君登壇、拍手)

○國務大臣(西田司君) 神奈川県警察等における不祥事案についてお尋ねがございました。昨年来相次いで発生、発覚した不祥事案により国民の警察に対する信頼が著しく損なわれたことはまことに遺憾であり、残念であります。これら一連の不祥事案は、基本的には不祥事案を起こした個々の職員の職務倫理意識あるいは幹部の指揮監督能力や管理能力の欠如に起因するところが大きいと考えております。

また、警察刷新会議の提言において、警察の閉鎖性、国民の批判や意見を受けにくい体质、時代の変化への対応能力の不足といった御指摘がなされたところであります。

公安委員会及び警察としましては、これらの指摘に十分耳を傾け、不祥事案の絶無を期し、国民の信頼回復に全力を注がなければならないところであり、このため、警察行政の透明性の確保と自身機能の強化、国民のための警察の確立、新たな時代の要請にこたえる警察の構築、警察活動を支

える人的基盤の強化について、対症療法にとどまらず、根本的な対策を推進していく必要があると考えております。

警察刷新会議の提言についてお尋ねであります。が、同会議は、一連の不祥事を契機として国家公安委員会が人選し、その求めに応じて発足したものであり、会議の進め方や論点はすべて会議のメンバーの御判断にゆだねられたものであります。また、刷新会議においては、電子メールにより国民の御意見等を受け付けるとともに、二度にわたり地方公聴会を開催して国民各層の幅広い声を直接聴取することに努め、その上で「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめられたものと承知をいたしております。

緊急提言に盛り込まれた施策は緊急に実行に移されるべき具体的な提言であり、制度的に問題の解決を図ろうとするものであると理解をいたしております。国家公安委員会としては、提言を重く受けとめ警察改革要綱を取りまとめたわけであります。しかし個人の生命、身体、財産に被害が及ぶ、あるいは公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる場合等に警察が関与することを否定するものではなく、このような場合には、警察は犯罪捜査を行ったり相談に応じ必要な助言を行うなど、その責務の範囲内で適切に対処していく必要があると考えております。

また、警察は法律の根柢を有する種々の権限を行使しておりますが、これらの権限は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の任務を達成するために必要なものとして与えられたものであり、これらの権限が適正に行使されるべきことは当然であると考えております。

これから全力を挙げ、国民の警察に対する信頼の回復に努めてまいる決意でございます。

次に、いわゆる外部監察についてのお尋ねであります。が、これまで警察においては、警察官に強い実力行使の権限が与えられていること等にかんがみ、警察学校や職場において、各種警察活動における職務執行に際して、人権への配意に徹底を期するよう教育、指導しているところであります。今後とも、この問題の重要性にかんがみ、教育、指導をさらに充実強化してまいることとしております。

また、警察官の団結権等については、警察に与えられた責務を全うするため、必要な職務上の組

警察活動の民事分野への介入と警察の権限の分散についてのお尋ねでござります。

民事裁判によって解決が図られることが原則であります。しかしながら、このことは契約が詐欺や当たるときなど民事上の問題であるとともに、犯罪行為に該当する場合や、暴力団が介入し、放置しておけば個人の生命、身体、財産に被害が及ぶ、あるいは公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる場合等に警察が関与することを否定するものではなく、このような場合には、警察は犯罪捜査を行ったり相談に応じ必要な助言を行うなど、その責務の範囲内で適切に対処していく必要があると考えております。

最後に、中川前官房長官の捜査情報漏えい疑惑

について、国家公安委員会は事実解明のために個別具体的な指示を出すべきであるとのお尋ねであります。が、それは、先ほどお答えを繰り返しておりますことと変わりはございません。このような場合、調査を行うかどうかにつきましては、私としては、適切ではないと、こう考えております。

なお、一般論で申し上げれば、捜査の必要性があれば、法と証拠に基づき、警察において適正に対処するものと認識をいたしております。(拍手)

(國務大臣統訓弘君登壇、拍手)

○國務大臣(統訓弘君) 照屋議員の御質問にお答え申上げます。

私は、警察情報の公開についての見解と、行政監察の役割と警察行政に係る行政監察についてのお尋ねがございました。

まず、情報公開法は国家公安委員会及び警察庁を対象機関としているところであり、警察情報の公開につきましても、同法の規定に従って積極的に推進していく必要があると考えております。

また、総務庁の行政監察は、政府部内において第三者的な立場から行政の実態と問題点を把握

し、国民の目線に立って必要な勧告を行うことを
その使命としております。

総務省では、全国各地において警察の不祥事案
が相次いだ事態を受け、不祥事案の発生時対策、
不祥事案の未然防止対策、特別監察の実施状況な
ど、警察庁の実施する不祥事案対策の実効を確保
する観点から行政監察を実施中でございます。現

在、その取りまとめを急いでいる段階であります
が、実地調査等を通じて把握した不祥事案対策の
浸透状況等を踏まえ、警察に対する国民の信頼回
復のため、改善方策を勧告したいと考えております。
以上でござります。（拍手）

○議長（井上裕君） これにて質疑は終了いたしま
した。

○議長（井上裕君） 日程第一 家畜伝染病予防法
の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といた
します。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員
長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○太田豊秋君 ただいま議題となりました家畜伝
染病予防法の一部を改正する法律案につきまし
て、委員会における審査の経過と結果を御報告申
し上げます。

本年、我が国では九十二年ぶりとなる口蹄疫の
発生が確認され、その蔓延防止措置の実施過程で

家畜の屠殺処分等の課題が明らかとなり、また、
海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化する必要が
生じております。

本法律案は、このような状況に対処し、より効
果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築しようとす
るものであります。

このため、患畜となるおそれがある家畜の移動
禁止期間及び口蹄疫等の発生時における通行制
限、遮断期間を延長するほか、患畜等の屠殺処分
及び焼却、埋却を家畜防疫員みずから行えるよう
にするとともに、指定検疫物等の対象に穀物のわ
ら及び飼料用の乾草を追加する等の措置を講じよ
うとするものであります。

委員会におきましては、畜産をめぐる環境の変
化に対応した家畜防疫体制のあり方、口蹄疫の感
染源、感染経路の解明と粗飼料の輸入検疫状況、
家畜伝染病の防疫措置に関する国民への周知及び
民間協力の確保、海外悪性伝染病に関する情報収
集と発生防止のための国際協力、畜産経営の大規
模化に伴う蔓延防止措置のあり方と経営支援対
策、国産稻わらの飼料向け利用の促進等について
質疑が行われましたが、その詳細は会議録によ
て御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。
なお、本法律案に対し四項目にわたる附帯決議
を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君） これより採決をいたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委
員長市川一朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

○市川一朗君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、文教・科学委員会における審査の
経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作権に関する仲介業務について
の許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権の管
理事業について登録制度を実施するとともに、使
用料規程に関する協議及び裁定の制度を設けるこ
と等の措置を講じようとするものであります。

ます。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君） 間もなく投票を終了いたします。
——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君） 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数
賛成
反対

一百三十一
二百三十一
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。
（拍手）

〔投票終了〕

○議長（井上裕君） これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君） 間もなく投票を終了いたしま
す。
——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君） 日程第二 著作権等管理事業
法案（内閣提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委
員長市川一朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田豊秋君登壇、拍手〕

投票総数
賛成
反対

一百一十九
〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第三 民事再生法等の一
部を改正する法律案

日程第四 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長日笠勝之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

○日笠勝之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、民事再生法等の一部を改正する法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るために再生手続の特則を設けるとともに、国内で開始された破産手続等の効力を債務者の外国財産に及ぼす等の措置を講じようとするものであります。

次に、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案は、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算または経済的再生を図るうとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、個人債務者の破産件数の推移、住宅資金特別条項における弁済繰り延べの方法、事件数に

の必要性等について質疑が行われましたが、その

詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。

まず、委員長の報告を行います。法務委員長日

笠勝之君。

〔以上、御報告申し上げます。〕

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 問もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 一百一十七 ○

投票総数 一百一十七 ○

賛成

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後一時散会

出席者は左のとおり。

議員 井上 裕君

副議長 蒼野 久光君

議員 高橋 紀世子君

議員 山下 たまき君

議員 加藤 修一君

議員 戸田 邦司君

議員 平野 貞夫君

議員 岩本 庄太君

議員 中島 啓雄君

議員 水野 誠一君

議員 益田 洋介君

議員 大野つや子君

議員 渡辺 孝男君

議員 松岡満壽男君

議員 松 あきら君

議員 堂本 曜子君

議員 渡辺 秀吉君

議員 岩瀬 良三君

議員 大森 礼子君

議員 但馬 久美君

議員 福本 潤一君

議員 田名部匡省君

議員 日笠 勝之君

議員 木庭健太郎君

議員 入澤 肇君

議員 鶴岡 洋君

議員 浜田卓二郎君

議員 鈴木 正孝君

議員 田村 公平君

議員 扇 泉信也君

議員 千景君

議員 鈴木 雅史君

議員 次夫君

議員 海老原義彦君

議員 森下 世耕弘成君

議員 山内俊大君

議員 博之君

議員 有馬 朗人君

議員 加納 時男君

議員 岩永 浩美君

議員 山崎 力君

議員 阿部 正俊君

議員 畠 恵君

議員 長谷川道郎君

議員 沢 たまき君

議員 金田 勝年君

議員 加藤 紀文君

議員 山崎 直君

議員 田浦 浩美君

議員 岩城 光英君

議員 山下 善彦君

議員 末広まさこ君

議員 畠 恵君

議員 河本 英典君

議員 佐藤 泰三君

議員 鈴木 政二君

議員 上野 公成君

議員 鎌田 要人君

議員 須藤良太郎君

議員 清水嘉与子君

議員 山崎 正昭君

議員 成瀬 守重君

議員 西田 吉宏君

議員 松田 岩夫君

議員 松谷倉 一郎君

議員 鴻池 祥肇君

議員 中曾根弘文君

議員 須藤公堯君

議員 関谷 勝嗣君

議員 久世 公堯君

議員 風間 博士君

議員 高野 博士君

議員 渡辺 秀吉君

議員 岩瀬 良三君

議員 風間 博士君

議員 田中 勝嗣君

議員 関谷 勝嗣君

議員 阿南 一成君

議員 岩城 光英君

議員 山下 善彦君

議員 末広まさこ君

議員 畠 恵君

議員 長谷川道郎君

議員 沢 たまき君

議員 金田 勝年君

議員 加藤 紀文君

議員 山崎 直君

議員 田浦 浩美君

議員 岩城 光英君

議員 山下 善彦君

議員 末広まさこ君

議員 畠 恵君

議員 長谷川道郎君

議員 沢 たまき君

議員 金田 勝年君

議員 加藤 紀文君

議員 山崎 直君

議員 田浦 浩美君

議員 岩城 光英君

議員 山下 善彦君

議員 末広まさこ君

議員 畠 恵君

議員 長谷川道郎君

議員 沢 たまき君

議員 金田 勝年君

議員 加藤 紀文君

議員 山崎 直君

議員 田浦 浩美君

議員 岩城 光英君

議員 山下 善彦君

議員 末広まさこ君

議員 畠 恵君

議員 長谷川道郎君

議員 沢 たまき君

議員 金田 勝年君

議員 加藤 紀文君

議員 山崎 直君

官 報 (号 外)

平成十二年十一月八日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

決算委員会		國務大臣		法務大臣		保岡興治君		理事大島慶久君		理事狩野安君	
同日委員会において選任した理事は次のとおりで		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案 (熊代昭彦君外八名提出)(衆第二二号)		農林水産大臣		大島理森君		理事大島慶久君		(鹿熊安正君の補欠)	
同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託		同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員		國務大臣		谷洋一君		理事佐藤昭郎君		(中原爽君の補欠)	
された。		会に付託した。		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
警察法の一部を改正する法律案(富樫練三君外二名発議)(参第一三号)		同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ		國務大臣		福田康夫君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
ある。		了。		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
松浪健四郎君		同日次の中閣提出案を衆議院に付託		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
佐藤正健君		労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
高木陽介君		徴収等に関する法律の一部を改正する法律案		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
主意書(加藤修一君提出)(第五号)		地球温暖化とメタンハイドレードに関する質問		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
勝木健司君		片山虎之助君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		岩井國臣君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		太田豊秋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
川橋東君		武見敬三君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
佐藤泰介君		大島慶久君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
輿石		片山直紀君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎		尾辻秀久君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		若林正俊君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		滝井道子君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		上杉光弘君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤裕君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
勝木健司君		竹山道子君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		石井千秋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤正光君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤十朗君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤高橋		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤千秋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤伊藤		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤和田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤小川		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤良一君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤勝也君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤朝日		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤基隆君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤小林		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤洋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤伊藤		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤和田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤小川		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤正光君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤千秋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤高橋		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤千秋君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤伊藤		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤和田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤小川		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤良一君		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
寺崎昭久君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
藤木		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
健司君		斎藤吉田		國務大臣		西田司君		同日議員から次の議案が提出された。		同日議員から次の議案が提出された。	
岡崎トミ子君											

同日議長は、アレクサンデル・クワシニエフスキ・ポーランド共和国大統領より、同大統領のポーランド共和国大統領選再選に際し発送した祝電に対する礼状を接受した。
昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

		國土・環境委員
	辭任	
行政監視委員		
脇 雅史君		
北澤 俊美君		
脇 阿部 正俊君		補欠
山内 俊夫君		
吉川 芳男君		
	補欠	

著作権等管理事業法案(閣法第一三号)審査報告書
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書
民事再生法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書
外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案(閣法第一二号)審査報告書
書

輸入又は販売の事業を行う者の追加等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めることとする。なお、別紙の附帯決議を行つた。

官 報 (号 外)

輸入又は販売の事業を行う者の追加等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

畜産伝染病予防法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月七日

農林水産委員長 太田 豊秋

参議院議長 井上 榎殿

要領書
委員会の決定の理由
よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項
の実現に万全を期すべきである。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　家畜の伝染性疾病的発生予防措置及び家畜伝染病のまん延防止措置を効果的かつ効率的に実施するため、防疫措置の基本的な方向性、国、地方公共団体、関係団体、畜産農家、民間獣医師等の役割分担等を示した指針、計画を策定。

本法律案は、我が国で発生した口蹄疫に対するまん延防止措置の実施過程で明らかとなつた課題を改善し、及び海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、口蹄疫等に感染し患者となるおそれがある家畜の移動禁止期間の延長、口蹄疫等の発生時に通行を制限し、又は遮断する期間の延長、家畜防疫員自らによると殺及び死体の焼却・埋却の実施、都道府県知事による汚染物品が所在した倉庫等に対する消毒命令、指定検疫物等への穀物のわら及び飼料用の乾草の追加、報告徵収対象者への飼料の製造、

一一 最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対応するため、海外悪性伝染病の専門家の養成・確保、研修等を通じた家畜防疫員及び獣医師の一層の資質の向上、家畜衛生試験

官報(号外)

場及び動物検疫所並びに家畜保健衛生所の診断技術・検査手法の開発等機能の充実に取り組むこと。

また、口蹄疫をはじめとする海外悪性伝染病に関する情報収集及びその発生防止のための国際協力を積極的に推進すること。

三 畜産経営の大規模化に伴い、焼却・埋却場所の確保の方法等について早急に検討を進めるとともに、悪性伝染病が発生した場合における畜産経営への影響を最小限に抑えるための適切な経営支援対策について検討を行うこと。

四 今般の口蹄疫の発生原因は口蹄疫汚染国からのわらである可能性が高いことから、わら等を介した海外からの口蹄疫の侵入防止策を強化するとともに、畜産物の安全性確保、資源の循環的利用の観点から、国産稻わらの飼料向け利用を促進すること。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

平成十二年十月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

第十四条第三項中「十日をこえない」を「二十一日を超えない」に改める。

第十五条の見出しを「(通行の制限又は遮断)」に改め、同条中「四十八時間」を「七十二時間」に、「しや断する」を「制限し、又は遮断する」に改める。

第十六条第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条に次の二項を加える。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

第二十一条第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に、「埋却」を「埋却」に、「焼却」を「焼却」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の患畜又は疑似患畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

第二十二条中「前条第一項」の下に又は第四項」を加える。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年十月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

第十六条中「代つて」を「代わつて」に、「前条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十七条中「代つて」を「代わつて」に、「前条」を「第二十九条」とし、第二十七条を第二十八条とす

る。

第二十五条の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

第二十六条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

第二十七条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

第二十八条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

第二十九条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設(前条第一項本文の施設を除く。第三項において同じ。)の所有者に期限を定めて当該施設を消毒すべき旨を命ずることができる。

第三十条 第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十二条とする。

第三十一条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第三十二条とし、第二十九条を第三十三条とする。

第三十四条第一項中「第二十五条まで、第二十六八条及び第三十条第一項」を「第二十五条まで、第二十九条及び第三十一条第一項」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」を「第二十五条第一項若しくは第二十九条」に改める。

第三十六条第一項中「若しくは第二十九条」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十七条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 谷物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草

第三十三条第一項中「第二十五条まで、第二十六八条及び第三十条第一項」を「第二十五条まで、第二十九条及び第三十一条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第二十五条第一項若しくは第二十九条」を「第二十五条第一項若しくは第二十九条」に改める。

第三十五条第一項中「第二十五条第一項若しくは第二十九条」を「第二十五条第一項若しくは第二十九条」に改める。

第三十六条第一項中「第二十五条第一項若しくは第二十九条」を「第二十五条第一項若しくは第二十九条」に改める。

第三十七条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 谷物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして省令で定めるものを除く。)及び飼料用の乾草

(経過措置)

第六十二条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命

令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「又は第二十九条」を「、第二十六条第一項又は第三十条」に、「及び第二十九条」を「、第二十六条第一項及び第三十条」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「、第二十六条第二項」を加え、同条第四号中「通行しや断を通行の制限又は遮断」に改め、同条第六号中「第二十八条」を「第二十九条」に、「附する」を「付する」に改め、同条第七号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

仲介業務についての許可制度を廃止し、著作権及び著作隣接権を管理する事業について登録制度を実施するとともに、管理委託契約款及び使用料規程の届出及び公示等を義務付け、使用料規程に関する協議及び裁定の制度を設ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、本法を施行するに当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、文化の発展にとどまらず、ＩＴ時代のコンテンツ産業発展の基盤となる著作権制度の重要性にかんがみ、著作権思想の普及・啓発に一層努めるとともに、著作権等管理事業者の健全な育成が図られるようその環境の整備に努めるこ

と。

二、本法の立法主旨、条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた内容について、委託者、利用者及び著作権等管理事業者の関係者に十分周知徹底するよう努めること。

三、著作権等管理事業者の使用料規程の届出に際しては、著作権等管理事業者があらかじめ利用者又は利用者団体から意見聴取を行うよう努めなければならない旨の規定が尊重されるよう指導すること。

四、著作権等管理事業者と利用者又は利用者団体との使用料規程に関する協議については、委託

者と利用者の利益の適切な均衡を図るため、公正な取引・競争環境の確保や関係者間の話し合いの促進など必要な諸条件の整備に努めるとともに、必要に応じて適切な指導を行うこと。

五、指定著作権等管理事業者に関する協議・裁定制度の運用に当たっては、当事者間で円滑な協議が行われ、実態の変化に即した円滑な利用秩序が形成されるよう配慮すること。

六、著作権等管理事業者以外の著作権等管理事業者についても円滑な利用の確保の観点から、使用料の設定等を含め、運用に当たって適切な対応を行うこと。

七、著作物のデジタル化・ネットワーク化に伴う著作物等の利用形態の広域化、多様化に対応して、著作権等の保護と著作物等の利用の円滑化を図るため、著作物等の利用技術の発展・普及に十分対応できるよう配慮し、検討するとともに、国際的連携を推進し、著作権制度の改善・充実に努めること。

八、著作権等管理事業者間の公正な競争の確保及び著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止を図るため、独占禁止法に基づき公正取引委員会を始めとする関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導すること。

九、多彩で豊かな文化的な所産の創造と継承を図るため、総合的な文化振興方策を推進し、芸術創造活動等に対する支援の充実に努めること。

十、障害者が著作物を享受する機会等が十分に確保されるよう制度の見直しを含め、積極的に取り組むこと。

右決議する。

著作権等管理事業法案

国会に提出する。

平成十二年十月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

右

著作権等管理事業法案

著作権等管理事業法案

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第十条)

第三章 業務(第十一条・第十八条)

第四章 監督(第十九条・第二十二条)

第五章 使用料規程に関する協議及び裁定(第

二十三条・二十四条)

第六章 雑則(第二十五条・第二十八条)

第七章 罰則(第二十九条・第三十四条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を

一、委員会の決定の理由
本法律案は、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護し、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にするため、一定の範囲の著作物に係る著作権に関する

要領書

二、著作権等管理事業法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月七日

文教・科学委員長 市川 一朗
参議院議長 井上 裕殿

官 報 (号 外)

確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護す

るとともに、著作物、実演、レコード、放送及

び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「管理委託契約」とは、次に掲げる契約であつて、受託者による著作物、実演、レコード、放送又は有線放送(以下「著作物等」という。)の利用の許諾に際して委託者(委託者が当該著作物等に係る次に掲げる契約の受託者であるときは、当該契約の委託者。次項において同じ。)が使用料の額を決定することされているもの以外のものをいう。

一 委託者が受託者に著作権又は著作隣接権等の利用の許諾その他の当該著作権等の管理を行わせることを目的とする信託契約

二 委託者が受託者に著作物等の利用の許諾の取次ぎ又は代理をさせ、併せて当該取次ぎ又は代理に伴う著作権等の管理を行わせることを目的とする委任契約

2 この法律において「著作権等管理事業」とは、管理委託契約(委託者が人的関係、資本関係等において受託者と密接な関係を有する者として文部科学省令で定める者であるものを除く。)に基づき著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行つて、業として行うものを行う。

3 この法律において「著作権等管理事業者」とは、次条の登録を受けて著作権等管理事業を行

う者をいう。

第二章 登録

第三条 著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 名称

二 役員(第六条第一項第一号に規定する人格のない社団にあっては、代表者。同項第五号及び第九条第四号において同じ。)の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 取り扱う著作物等の種類及び著作物等の利用方法

五 その他文部科学省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第一項第三号から第六号までに該当しないことを誓約する書面

二 登記簿の謄本、貸借対照表その他の文部科学省令で定める書類

(登録の実施)

第五条 文化庁長官は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により

登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を登録を拒否する場合は、登記簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 文化庁長官は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 文化庁長官は、著作権等管理事業者登録簿を公衆の観察に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 文化庁長官は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人(當利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員との間ににおける管理委託契約のみに基づく著作権等管理事業を行ふことを目的とするもの(以下「人格のない社団」という。)を含む。以下この項において同じ。)でない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることになった日から五年を経過しない者

三 この法律、著作権法若しくはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の規定若しくは暴力團員による不當な行為の防止等に係る法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)

四 他の著作権等管理事業者が現に用いている名称と同一の名称又は他の著作権等管理事業者と譲認されるおそれがある名称を用いようとする法人

五 第二十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

六 著作権等管理事業を遂行するために必要と認められる文部科学省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

ある法人
イ 成年被後見人又は被保佐人
ロ 破産者で復権を得ないもの

ハ 著作権等管理事業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその著作権等管理事業者の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

八 又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日

したときは、遅滞なく、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

(変更の届出)
第七条 著作権等管理事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

2 文化庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない。
(承継)

第八条 著作権等管理事業者がその著作権等管理事業の全部を譲渡し、又は著作権等管理事業者について合併若しくは分割(その著作権等管理事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その著作権等管理事業の全部を譲り受けた法人(人格のない社団を含む。)又は合併後存続する法人(著作権等管理事業者である法人と著作権等管理事業を行っていない法人の合併後存続する著作権等管理事業者である法人を除く。以下この項において同じ。)若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその著作権等管理事業の全部を承継した法人は、当該著作権等管理事業者の地位を承継する。ただし、その著作権等管理事業の全部を譲り受けた法人(人格のない社団を含む。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその著作権等管理事業の全部を承継した法人が第六条第一項第二号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

(号外)

官

第三章 業務
(管理委託契約約款)
第十二条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した管理委託契約約款を定め、あらかじめ文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分(著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。)ごとの著作物等の使用料の額

2 前項の規定により著作権等管理事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

3 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 前条第一項の規定は、前項の規定による届出(廃業の届出等)について準用する。

2 前項の規定により著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

一 合併により消滅したとき 消滅した法人を代表する役員であった者
二 破産したとき 破産管財人
三 合併及び破産以外の理由により解散(人格のない社団にあっては、解散に相当する行為)をしたとき 清算人(人格のない社団にあっては、代表者であった者)を含む。)を代表する役員

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした管理委託契約約款によらなければ、届出をした管理委託契約約款によらなければならない。
4 著作権等管理事業者は、第一項の規定による変更の届出をしたときは、遅滞なく、委託者に対し、その届出に係る管理委託契約約款の内容を通知しなければならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程を実施してはならない。
(使用料規程)

2 文化庁長官は、著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について、当該届出を受け理した日から起算して三月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 文化庁長官は、指定著作権等管理事業者(第二十三条第一項の指定著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。)から前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項の期間を経過する日までの間に利用者代表

じめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

1 管理委託契約の種別(第二条第一項第二号の委任契約であるときは、取次ぎ又は代理の別を含む。)

2 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その届出に係る使用料規程の概要を公表しなければならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした使用料規程に定める額を超える額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求してはならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程を実施してはならない。

2 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について、当該届出を受け理した日から起算して三月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 文化庁長官は、指定著作権等管理事業者(第二十三条第一項の指定著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。)から前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項の期間を経過する日までの間に利用者代表

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程を実施してはならない。

3 著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした著作権等管理事業者から前条第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る使用料規程が著作物等の円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部について、当該届出を受け理した日から起算して三月を超えない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 文化庁長官は、指定著作権等管理事業者(第二十三条第一項の指定著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。)から前条第一項の規定による届出があつた場合において、第一項の期間を経過する日までの間に利用者代表

う。第五項において同じ。)から当該届出に係る使用料規程に関し第二十三条第一項の協議を求めた旨の通知があったときは、当該使用料規程のうち当該協議に係る部分の全部又は一部について、当該届出を受理した日から起算して六月を超えない範囲内において、第一項の期間を延長することができる。

4 文化庁長官は、前項の規定により第一項の期間を延長した場合において、当該延長された同項の期間を経過する日前に、当該使用料規程のうち当該延長に係る部分の全部又は一部について、当該指定著作権等管理事業者から第二十三条第一項の協議において変更する必要がないこととされた旨の通知があったとき、又は変更する必要がない旨の第二十四条第一項の裁定をしたときは、当該使用料規程のうち当該変更する必要がないこととされた部分について、当該延長された第一項の期間を短縮することができ

る。

5 文化庁長官は、第一項の規定により第一項の期間を延長したとき又は第三項の規定により第一項の期間を延長し、若しくは前項の規定により当該延長された第一項の期間を短縮したときは、その旨を、当該著作権等管理事業者又は当該指定著作権等管理事業者及び利用者代表に通知するとともに、公告しなければならない。
(管理委託契約約款及び使用料規程の公示)

第十六条 著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない。

(情報の提供)

第十七条 著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するよう努めなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条 著作権等管理事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の著作権等管理事業に係る貸借対照表、事業報告書その他の文部科学省令で定める書類次項及び第三十四条第二号において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならぬ。第五項の規定により第一項の期間を延長したときは、当該使用料規程のうち当該変更する必要がないこととされた部分について、当該延長された第一項の期間を短縮することができ

る。

第二十条 文化庁長官は、著作権等管理事業者の業務の運営に関し、委託者又は利用者の利益を害する事実があると認めるときは、委託者又は利用者の保護のため必要な限度において、当該著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款又は使用料規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十一条 文化庁長官は、著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて著作権等管理事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

三 第六条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当することとなったとき。

2 文化庁長官は、著作権等管理事業者が登録を受けてから一年以内に著作権等管理事業を開始せざ、又は引き続き一年以上著作権等管理事業の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、著作権等管理事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に報告させ、又はその職員に、著作権等管理事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督処分の公告)

第二十二条 文化庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 使用料規程に関する協議及び裁定(協議)

第二十三条 文化庁長官は、著作権等管理事業者についてこの項の指定をすることが合理的であると認めるときは、当該細分した区分以下この条において同じ。において、すべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額に占めるその收受した使用料の額の割合が相当の割合であり、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該著作権等管理事業者を当該利用区分に係る指定著作権等管理事業者として指定することができる。

一 当該利用区分において收受された使用料の総額に占めるすべての著作権等管理事業者の收受した使用料の総額の割合が相当の割合である場合

を行っていないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

3 第六条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

二 前号に掲げる場合のほか、当該著作権等管

理事業者の使用料規程が当該利用区分における使用料の額の基準として広く用いられてお

官報(号外)

り、かつ、当該利用区分における著作物等の

円滑な利用を図るために特に必要があると認める場合

2 指定著作権等管理事業者は、当該利用区分に係る利用者代表(一)の利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この章において同じ。(から、第十三条第一項の規定による届出をした使用料規程(当該利用区分に係る部分に限る。以下この章において同じ。)に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、前項の協議(以下この章において「協議」という。)に際し、当該利用区分における利用者(当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。)から意見を聴取するよう努めなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が協議を求めたに努めなければならぬ。

5 指定著作権等管理事業者は、協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定著作権等管理事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5 指定著作権等管理事業者は、協議が成立したとき(当該使用料規程を変更する必要がないこととされたときを除く。次項において同じ。)

は、その結果に基づき、当該使用料規程を変更しなければならない。

6 使用料規程の実施の日(第十四条第三項の規定により同条第一項の期間が延長されたときは、当該延長された同項の期間を経過する日。次条第三項において同じ。)前に協議が成立したときは、当該使用料規程のうち変更する必要があることとされた部分に係る第十三条第一項の規定による届出は、なかつたものとみなす。

(裁定)

第二十四条 前条第四項の規定による命令があった場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、当該使用料規程について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2 文化庁長官は、前項の裁定(以下この条において「裁定」という。)の申請があつたときは、その旨を他の当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 指定著作権等管理事業者は、使用料規程の実施の日前に裁定の申請をし、又は前項の通知を受けたときは、第十四条の規定により使用料規程を実施してはならないこととされる期間を経過した後においても、当該裁定がある日までは、当該使用料規程を実施してはならない。

4 文化庁長官は、裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

5 文化庁長官は、裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 使用料規程を変更する必要がある旨の裁定があつたときは、当該使用料規程は、その裁定に

おいて定められたところに従い、変更されるものとする。

第六章 雜則
(適用除外)

第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条(使用料規程に係る部分に限る。)、第二十二条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行なうときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。

一 著作権法第九十五条の三第四項において準用する同法第九十五条第四項の団体 同法第九十五条の三第一項に規定する権利

二 著作権法第九十七条の三第四項において準用する同法第九十七条第三項の団体 同法第九十七条の三第一項に規定する権利

三 指定著作権等管理事業者は、文部科学省令を制定し、又は改廃する場合においては、その文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第七章 罰則
第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して著作権等管理事業を行なった者

二 不正の手段により第三条の登録を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十一条第一項の規定による著作権等管理事業の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第二十二条第一項の規定に違反して管理委託契約を締結した者

六 第十三条规定による命令に違反して請求した使用料を收受した者

七 第二十一条第三項の規定に違反して管理委託契約を締結した者

八 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

九 第七条第一項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第十五条の規定に違反して管理委託契約約款又は使用料規程を公示しなかつた者

十一 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

しきは同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者第三十三条 法人(法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの)を含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人は他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用す。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による財務諸表等の閲覧若しくは贈写を拒んだ者

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(著作権に関する仲介業務に関する法律の廃止)

第二条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)は、廃止する。

(旧仲介業務であった著作権等管理事業に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の著作権に関する仲介業務に関する法律(以下「旧仲介業務法」という。)第二条の規定による許可を受けている者であつて著作権等管理事業を行つてゐるものは、当該許可に係る旧仲介業務(旧仲介業務法第一条に規定する著作権に関する仲介業務をいう。次条第一項において同じ。)のうち著作権等管理事業に該当する部分について、この法律の施行の日に第三条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条の登録を受けたものとみなされる者(以下この条において「旧仲介人」という。)は、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を文化庁長官に提出しなければならない。

3 文化庁長官は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された第四条第一項各号に掲げる事項及び第五条第一項第二号に掲げる事項を著作権等管理事業者登録簿に登録するものとする。

4 旧仲介人に対する第十二条第三項、第十二条及び第十五条管理委託契約款に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成十四年三月三十一日又は第十二条第一項の規定により新たに届け出た使用料規程の実施の日の前日のいずれか早い日までに届け出た使用料規程(次項において「旧著作物使用料規程」という。)は、第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程とみなす。

5 旧仲介人が第十三条第一項の規定により新たに届け出た使用料規程であつてその実施の日が平成十四年四月一日以前であるものの全部又は一部について次の各号に掲げる事由があるときは、旧著作物使用料規程のうち当該全部又は一部に相当する部分については、前項の規定にかかるわらず、当該各号に定める日までの間、同条第一項の規定により届け出た使用料規程とみなす。

6 旧仲介人が第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程であつてその実施の日が平成十四年四月一日以前であるものの全部又は一部について次の各号に掲げる事由があるときは、旧著作物使用料規程のうち当該全部又は一部に相当する部分については、前項の規定にかかるわらず、当該各号に定める日までの間、同条第一項の規定により届け出た使用料規程とみなす。

2 前項に規定する者が同項の著作権等管理事業について平成十四年三月三十一日以前に第三条の登録を受けた場合には、当該著作権等管理事業により届け出た管理委託契約款の実施の日の前日のいずれか早い日までの間は、同条第三項及び第十二条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する場合には、当該著作権等管理事業については、平成十四年三月三十一日又は第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程の実施の日の前日のいずれか早い日までの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

4 その実施の日が平成十四年四月一日以前である使用料規程の全部又は一部について前条第六项各号に掲げる事由があるときは、当該著作権等管理事業のうち当該全部又は一部に係る部分については、前項の規定にかかるわらず、当該各号に定める日までの間、第十三条第四項の規定は、適用しない。

（それか遅い日）

(旧仲介業務に該当しない著作権等管理事業に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に著作権等管理事業(旧仲介業務に該当するものを除く。以下この条において同じ。)を行つてゐる者は、平成十四年三月三十日までの間は、第三条の登録を受けないで、当該著作権等管理事業を引き続き行うことができる。

2 前項に規定する者が同項の著作権等管理事業について平成十四年三月三十一日以前に第三条の登録を受けた場合には、同日又は第十二条第一項の規定により届け出た管理委託契約款の実施の日の前日のいずれか早い日までの間は、同条第三項及び第十二条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する場合には、当該著作権等管理事業については、平成十四年三月三十一日又は第十三条第一項の規定により届け出た使用料規程の実施の日の前日のいずれか早い日までの間は、同条第四項の規定は、適用しない。

4 その実施の日が平成十四年四月一日以前である使用料規程の全部又は一部について前条第六项各号に掲げる事由があるときは、当該著作権等管理事業のうち当該全部又は一部に係る部分については、前項の規定にかかるわらず、当該各号に定める日までの間、第十三条第四項の規定は、適用しない。

(登録の拒否に係る経過措置)

第五条 第六条第一項第三号及び第五号ハの規定の適用については、旧仲介業務法第九条の規定により旧仲介業務法第二条の許可を取り消され

た者は、その処分を受けた日において、第二十一条第一項の規定により登録を取り消された者とみなす。

2 第六条第一項第四号及び第五号ホの規定の適用については、旧仲介業務法の規定により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日に

おいて、この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(著作権法の一部改正)

第八条 著作権法の一部を次のように改正する。
目次中「第一百四条の十一」を「第一百四条の十」に改める。

第一百四条の十を削り、第一百四条の十一を第百四条の十とする。
(独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成十一

年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條中著作権法第七十八条の改正規定を次のように改める。

第七十八条第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条中

第七項を第八項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 著作権登録原簿及びその附属書類につい
ては、情報公開法の規定は、適用しない。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅ローンその他の債務を抱えて経済的に窮境にある個人債務者の経済生活の再生を迅速かつ合理的に図るために再生手続の特則を設けるとともに、国内で開始された破産手続等の効力を債務者の外国財産に及ぼす等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
とし、第二十九号の次に次のように加える。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

右国会に提出する。

平成十二年十月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

二十九の二 著作権等管理事業者の登録	(登録)の規定による著作権等管理事業者の登録
登録件数	一件につき九万円

(文部科学省設置法の一部改正)

第十一條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三条第四項」を「著作権等管理事業法(平成十二年法律第

号)第十四条第四項」に改める。

七号)第三条第四項」を「著作権等管理事業法(平成十二年法律第

号)第十四条第四項」に改める。

次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 民事再生手続の特則が低所得者等の個人債務者の再生に資するためのものであることにかんがみ、その趣旨、内容、手続等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知徹底するよう努めること。

二 社会・経済的観点から、個人債務者に関する民事再生手続の特則が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的態勢の整備に遺漏なきを期すこと。

三 個人債務者が事業主である場合における再生手続に当たっては、当該個人事業主の雇用する労働者の雇用の安定と労働債権の確保に十分配慮するよう周知徹底に努めること。

四 新たに創設する外国倒産処理手続の承認援助手続が適正・迅速に運用されるよう、諸外国の倒産処理制度及び実情について、調査・研究及びその周知に努めること。

五 外国倒産処理手続の承認援助手続においては、労働債権者の雇用契約上の地位及び優先的地位に配慮がされており、国内倒産処理手続と比べ、労働債権者に不利となるものではないことを周知徹底するよう努めること。

民事再生法等の一部を改正する法律
民事再生法等の一部を改正する法律
(民事再生法の一部改正)

第一条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

「第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則(第百九十六条—第百九十九条)	「第十一章 簡易再生及び同意再生(第二百五十五条—第二百五十八条)	「第十一章 同意再生(第二百六十四条—第二百六十七条)
第十一節 第二節 第二節	第三節 第二節 第二節	第三節 第二節 第二節
「第二百九十九条第一項中「破産宣告」の下に「又は新たに再生手続開始の決定」を加え、同条第二項中「並びに」を「の規定は前項の場合について、」に、「前項の」を「前項の」に改める。」	「第二百九十九条第一項中「破産宣告」の下に「又は新たに再生手続開始の決定」を加え、同条第二項中「並びに」を「の規定は前項の場合について、」に、「前項の」を「前項の」に改める。」	「第二百九十九条第一項中「保全管理人」の下に「個人再生委員」を加え、同条第二項中「又は保全管理人」を「保全管理人又は個人再生委員」に改め、同条を第二百四十九条とする。」
「第三節 第二節 第二節」	「第三節 第二節 第二節」	「第三節 第二節 第二節」
「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第百八十七条第一項後段」に改め、同条第二項中「第二百七十三条第一項」を「第二百九十九条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」	「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第百八十七条第一項後段」に改め、同条第二項中「第二百七十三条第一項」を「第二百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令」を加える。	「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第百八十七条第一項後段」に改め、「第百九十七条第一項の規定による中止の命令」を加える。
「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第二百五十二条第一項」に改める。	「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第二百五十二条第一項」に改める。	「第二百九十九条第一項中「並びに」を「第二百五十二条第一項」に改める。

九項目(第二百四十四条において準用する場合を含む。)に改める。

第二百七十二条第四項中「この条及び次条において」を削る。

第二百九十条の見出し及び同条第一項中「破産宣告」の下に「又は新たに再生手続開始の決定」を加え、同条第二項中「並びに」を「の規定は前項の場合について、」に、「前項の」を「前項の」に改める。

新たな再生手続においては、再生債権者は、再生債権について第一項の再生計画により弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の全部をもって再生手続に参加することができる。

新たな再生手続においては、前項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、他の再生債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、弁済を受けることができない。

新たな再生手続においては、第三項の規定により再生手続に参加した再生債権者は、第一項の再生計画により弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができない。

新たな再生手続においては、従前の再生手続における共益債権は、共益債権とみなす。

再び再生手続においては、その法定代理人又は再生債権者若しくはその法定代理人又は再生債権者が正当な理由なく第二百一十九条第六項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出の要求に応じない場合には、十万円以下の過料に処する。

再生債務者又はその法定代理人人が第二百一十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。

第二百五十二条第一項を第二百四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(国外犯)

第二百五十二条第一項を第二百四十八条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第二百五十二条第一項中「保全管理人」の下に「個人再生委員」を加え、同条第二項中「又は保全管理人」を「保全管理人又は個人再生委員」に改め、同条を第二百四十九条とする。

第二百五十二条第一項中「保全管理人」の下に「個人再生委員」を加え、同条第二項中「又は保全管理人」を「保全管理人又は個人再生委員」に改め、同条を第二百四十八条とする。

第二百五十二条第一項中「個人再生委員」に改め、同項第二号中「第二百五十二条第一項」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」

第二百五十二条第一項中「個人再生委員」に改め、「による処分」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「個人再生委員」を加え、同項第二号中「第二百五十二条第一項」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」

第二百五十二条第一項中「個人再生委員」に改め、「による処分」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「個人再生委員」を加え、同項第二号中「第二百五十二条第一項」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」

第二百五十二条第一項中「個人再生委員」に改め、「による処分」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「個人再生委員」を加え、同項第二号中「第二百五十二条第一項」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」

第二百五十二条第一項中「個人再生委員」に改め、「による処分」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「個人再生委員」を加え、同項第二号中「第二百五十二条第一項」の下に「、第二百五十二条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項」に改め、「による処分」の下に「、第百九十七条第一項の規定による中止の命令を加える。」

第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同意再生の決定に関する意見について」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段、第三項及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者(第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものを除く。)」

と、第三項中「第一百七十四条第一項各号(第三号を除く。)」とあるのは「第二百一十条第一項各号(第四号を除く。)」と、前項中「第一百五十五条第一項に規定する者」とあるのは「第一百五十五条第一項に規定する者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者で再生債権の届出をしていないもの」とす

る。第一百六条第二項の次に次の二項を加える。

3 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、同項後段の再生計画案について第百七十四条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

第二百六条を第二百六十七条とする。
第二百五条中「並びに第百八十七条を、第二百八十七条、第二百条第二項及び第四項並びに第二百五条第二項に改め、第十一章第一節中同条を第二百六十六条とする。

第二百四条第一項中「及び第百八十九条第三項の」を、第二百八十九条第三項及び第二百六条第一項の」に、「及び第百八十九条第三項中」を並びに第二百八十九条第三項及び第二百六条第一項中「並びに第百八十七条を、第二百八十七条、第二百条第二項及び第四項並びに第二百五条第二項に改め、第十一章第一節中同条を第二百六十六条とする。

一項中に、「第一百四条第一項」を「第二百五十五条第一項」に改め、同条を第二百五十五条とす
第二百三十三条第一項中「第二百一条第二項」を「第二百十二条第一項」に改め、同条後段を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条第三項を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を「第二百十二条第一項後段」を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を第二百五十五条とす
第二百三十三条第一項中「第二百十二条第一項後段」を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条第一項後段を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を第二百五十五条とす
第二百三十三条第一項中「第二百十二条第一項後段」を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条第一項後段を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を第二百五十五条とす
第二百三十三条第一項中「第二百十二条第一項後段」を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条第一項後段を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を第二百五十五条とす

資金貸付債権の額、別除権の行使によって弁済を受けることができると見込まれる再生債権の額及び再生手続開始前の罰金等の額を除く。が三千万円を超えないものは、この節に規定する特則の適用を受ける再生手続(以下「小規模個人再生」という。)を行うことを求めることができる。

2 小規模個人再生を行ふことを求める旨の申述は、再生手続開始の申立ての際(債権者が再生手続開始の中立てをした場合にあっては、再生手続開始の決定があるまで)にしなければならない。

3 前項の申述をするには、次に掲げる事項を記載した書面(以下「債権者一覧表」という。)を提出しなければならない。

4 第一項後段の再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合における同項後段及び前項の規定の適用については、第一項後段中「届出再生債権者の総債権」とあるのは「届出再生債権者の債権(第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権又は保証会社の求償権で、届出があったものを除く。)の全部」とあるのは「第二百十二条第一項各号(第三号を除く。)」とする。

第二百十二条を第二百十二条とする。

5 第二百十二条第一項中「第二百十二条第一項後段」を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条第一項後段を「第二百十二条第一項後段」に改め、同条を第二百五十五条とす

要件に該当しないことが明らかになった場合においても再生手続の開始を求める意思があるかないかを明らかにしなければならない。た

だし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

7 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生債務者が前項本文の規定により再生手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

(再生手続開始に伴う措置)
第二百二十二条 小規模個人再生においては、裁判所は、再生手続開始の決定と同時に、債権届出期間のほか、届出があつた再生債権に對して異議を述べることができる期間をも定めなければならない。この場合においては、一般調査期間を定めることを要しない。

2 裁判所は、再生手続開始の決定をしたときは、直ちに、再生手続開始の決定の主文、債権届出期間及び前項に規定する届出があつた再生債権に對して異議を述べることができる期間(以下「一般異議申述期間」という。)を公告しなければならない。

3 再生債務者は、債権者一覧表に各再生債権についての再生債権の額及び担保不足見込額を記載するに當たっては、当該額の全部又は一部につき異議を述べることがある旨をも記載することができる。

4 第一項に規定する再生債権の総額の算定及び債権者一覧表への再生債権の額の記載については、第八十七条第一項第一号から第二号までに掲げる再生債権は、当該各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額の債権として取り扱うものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、債権届出期間又は一般異議申述期間に変更を生じた場合について準用する。ただし、一般異議申述期間の変更については、公告することを要しな

第一節 小規模個人再生
(手続開始の要件等)

第一節 小規模個人再生
第二百二十二条個人である債務者のうち、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、再生債権の総額(住宅

官報(号外)

(個人再生委員)

第二百二十三条 裁判所は、第二百二十二条第一項の申述があつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、一人又は数人の個人再生委員を選任することができる。ただし、第二百一十七条第一項本文に規定する再生債権の評価の申立てがあつたときは、当該申立てを不適法として却下する場合を除き、個人再生委員の選任をしなければならない。

2 裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、個人再生委員の職務として、次に掲げる事項の一又は二以上を指定するものとする。

1 一 再生債務者の財産及び収入の状況を調査すること。

2 二 第二百二十七条第一項本文に規定する再生債権の評価に關する事項を補助すること。

3 三 再生債務者が適正な再生計画案を作成するためには、再生債権の届出をすること。

4 四 裁判所は、第一項の規定による決定をして調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

5 五 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 六 前項第一号に規定する裁判所及び同項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 七 第五項に規定する裁判所及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

8 八 第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者又はそ

い。

（個人再生委員）

の法定代理人に対し、再生債務者の財産及び収入の状況につき報告を求め、再生債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

9 九 個人再生委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

10 一〇 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までの規定は、個人再生委員について準用する。

（再生債権の届出の内容）

第一百二十四条 小規模個人再生においては、再生手続に参加しようとする再生債権者は、議決権の額を届け出ることを要しない。

2 二 小規模個人再生における再生債権の届出に關しては、第二百二十五条第五項の規定を準用する。

3 三 第二百二十七条第一項本文に規定する再生債権の評価に關する事項を補助すること。

4 四 第二百二十三条第三項から第五項までの規定は別異議申述期間を定める決定又は一般異議申述期間若しくは特別異議申述期間を変更する決定をした場合における決定書の送達について、第二百二十二条の規定は第二項の場合について準用する。

5 五 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第九百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

6 六 再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合には、第九百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債務者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権を有しないものは、第一項本文及び第三項の異議を述べることができない。

7 七 第二百二十六条 再生債務者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、裁判所に対する意見について、書面で、異議を述べることができる。ただし、再生債務者は、債権者一覧表に記載した再生債権の額及び担保不足見込額であつて第二百二十二条第四項の規定により異議を述べことがある旨を債権者一覧表に記載していないものについては、異議を述べることができない。

8 八 第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、裁

の変更があつた場合には、裁判所は、その再生債権に對して異議を述べることができる期間(以下「特別異議申述期間」という。)を定めなければならない。

9 九 再生債務者及び届出再生債権者は、特別異議申述期間内に、裁判所に対し、特別異議申述期間に係る再生債権の額又は担保不足見込額について、書面で、異議を述べることができる。

10 一〇 第五百四条第三項、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十一条第二項から第四項までの規定は、個人再生委員について準用する。

（再生債権の評価）

第一百二十五条 債権者一覧表に記載されている再生債権者は、債権者一覧表に記載されている再生債権については、債権届出期間内に

裁判所に当該再生債権の届出又は当該再生債権を有しない旨の届出をした場合を除き、当該債権届出期間の初日に、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなす。

11 一二 第二百二十六条 再生債務者及び届出再生債権者は、一般異議申述期間内に、裁判所に対する意見について、書面で、異議を述べることができる。ただし、再生債務者は、債権者一覧

表に記載した再生債権の額及び担保不足見込額を定める。

12 一三 裁判所は、再生債権の評価をする場合に

は、第二百二十三条第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員の意見を聽かなければならない。

13 一四 第七項の規定による再生債権の評価については、第二百二十二条第五項の規定を準用す

し、当該再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものである場合には、当該異議を述べた者が当該申立てをしなければならない。

15 一五 前項ただし書の場合において、前項本文の不变期間内に再生債権の評価の申立てがなかつたとき又は当該申立てが却下されたときは、前条第一項本文又は第二項の異議は、なかったものとみなす。

16 一六 再生債権の評価の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

17 一七 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、再生債権の評価の申立てを却下しなければならない。

18 一八 裁判所は、第二百二十三条第一項の規定による決定において、同条第二項第二号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合には、裁判所に対し調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

19 一九 裁判所は、再生債権の評価の申立てをも職務として指定された場合にあっては、再生債権者若しくはその法定代理人又は再生債権者(当該個人再生委員が同項第一号に掲げる事項をも職務として指定された場合には、再生債権者)に対し、再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の提出を求めることができる。

20 二〇 再生債権の評価においては、裁判所は、再生債権の申立てに係る再生債権の存否及び額を定める。

21 二一 裁判所は、再生債権の評価をする場合には、第二百二十三条第二項第一号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員の意見を聽かなければならない。

22 二二 第七項の規定による再生債権の評価については、第二百二十二条第五項の規定を準用す

る。

平成十二年十一月八日 參議院会議録第七号 民事再生法等の一部を改正する法律案

10 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載がされた場合における第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。
(貸借対照表の作成等の免除)

第二百二十八条 小規模個人再生においては、再生債務者は、第二百二十四条第二項の規定による貸借対照表の作成及び提出をすることを要しない。(再生計画による権利の変更の内容等)

第二百二十九条 小規模個人再生における再生計画による権利の変更の内容は、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権の弁済の時期若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをする場合を除き、再生債権者の間では平等でなければならぬ。

二 再生債権者の権利を変更する条項における債務の期限の猶予については、前項の規定により別段の定めをする場合を除き、次に定めるところによらなければならない。

一 弁済期が三月に一回以上到来する分割払の方法によること。

二 最終の弁済期を再生計画認可の決定の確定の日から三年後の日が属する月中の日(特別の事情がある場合には、再生計画認可の決定の確定の日から五年を超えない範囲内で、三年後の日が属する月の翌月の初日以降の日)とすること。

3 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者と他の再生債権者との間については第一項の規定を、住宅資金特別条項については第一項の規定を適用しない。

(再生計画案の決議)

6 届出再生債権者は、一般異議申述期間又は	(特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間を含む。)が経過し、かつ、第二百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付すことができる。当該一般異議申述期間内に第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合(特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規定による異議が述べられた場合を含む。)には、第二百二十七条第一項本文の不变期間を経過するまでの間(当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされるまでの間)も、同様とする。
(再生債権の評価)	

3 再生計画案を記載した書面及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に書面でその旨を回答すべき旨を記載した書面を送達しなければならない。この場合においては、第二百二十二条第四項及び第五項の規定を準用する。	4 前項の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が議決権者総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。
(再生計画の効力等)	

4 第二百三十二条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権額に応じて、それぞれ議決権を行使することができます。	四 百万円)を下回っているとき。
(再生計画の効力等)	

2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される)。
2 小規模個人再生においては、裁判所は、次
2 小規模個人再生においては、裁判所は、次
2 小規模個人再生において再生計画認可の決定をする。
2 小規模個人再生において再生計画認可の決定をする。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
4 第二百三十三条 第二項に規定する場合における第二百八十九条第三項及び第二百六条第一
2 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定したときは、すべての再生債権者の権利(第八十七条第一項第一号から第三号までに掲げる債権は、それぞれ当該各号に定める金額の再生債権に変更される)。
2 小規模個人再生においては、裁判所は、次
2 小規模個人再生においては、裁判所は、次
2 小規模個人再生において再生計画認可の決定をする。
2 小規模個人再生において再生計画認可の決定をする。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
3 無異議債権及び評価済債権以外の再生債権が前項の規定により変更された場合における当該変更後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合は弁済を除く。)は、第二百五十六条の一般的基準に従い、変更される。
4 第二百三十三条 第二項に規定する場合における第二百八十九条第三項及び第二百六条第一

項の規定の適用については、第百八十二条中「認可された再生計画の定めによって認められた権利又は前条第一項の規定により変更された後の権利」とあり、並びに第百八十九条第三項及び第二百六条第一項中「再生計画の定めによって認められた権利」とあるのは、「第二百三十二条第一項の規定により変更された後の権利」とする。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第三項の規定の適用については、同項本文中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは、再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定められた弁済期間と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは、「再生計画（住宅資金特別条項を除く。）に基づく弁済」と、同項ただし書中「又は再生債権の評価の対象となつたもの」とあるのは、若しくは再生債権の評価の対象となつたものであるとき、又は当該変更後の権利が住宅資金特別条項によって変更された後の住宅資金貸付債権」とする。

(再生手続の終結)

6 第二百三十三条 小規模個人再生においては、再生手続は、再生計画認可の決定の確定によって当然に終結する。

（再生手続の終結）

7 第二百三十四条 小規模個人再生においては、再生手続は、再生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で再生計画を遂行することが著しく困難となつたときは、再生債務者の申立てにより、再生計画で定められた債務の期限を延長することができる。この場合においては、変更後の債務の最終の期限は、再生計画で定められた債務の最終の期限から二年を超えない範囲で定めなければならない。

2 前項の規定により再生計画の変更があった場合には、再生計画案の提出があった場合の手続に関する規定を準用する。

3 第百七十五条及び第二百七十六条の規定は、再生計画の変更の決定があつた場合について準用する。
 (計画遂行が極めて困難となつた場合の免責)
 第二百三十五条 再生債務者がその責めに帰すことができない事由により再生計画を遂行することが極めて困難となり、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、再生債務者の申立てにより、免責の決定をすることができる。

一 第二百三十二条第二項の規定により変更された後の各基準債権及び同条第三項ただし書に規定する各再生債権に対してその四分の三以上の額の弁済を終えていること。
 二 免責の決定をすることが再生債権者の一般の利益に反するものでないこと。
 三 前条の規定による再生計画の変更をすることが極めて困難であること。

2 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、届出再生債権者の意見を聴かなければならぬ。

(再生手続の廃止)

3 第二百三十七条 小規模個人再生においては、第二百三十条第四項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

4 第一项の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

5 免責の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(手続開始の要件等)

6 免責の決定が確定した場合には、再生債務者は、履行した部分を除き、再生債権者に対する債務再生手続開始前の罰金等を除く。の全部についてその責任を免れる。

7 免責の決定の確定は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために

提供した担保に影響を及ぼさない。

8 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは、「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」とする。

(再生計画の取消し)

第二百三十六条 小規模個人再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになったときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合には、第一項、第二百五十五条第二項及び第二百五十六条第一項、第二百五十五条第七項において準用する場合を含む。、第二百八十六条第三項及び第四項、第二百八十七条、第二百八十八条、第二百八十五条第二項及び第四項、第二百二十九十条第一項、第二百五十五条第二項及び第二百五十六条第一項、第二百五十五条第二項及び第二百五十六条第一項、第二百五十五条第七項に規定は、適用しない。

第二百三十七条 小規模個人再生においては、第二百三十条第四項前段の期間内に再生計画案に同意しない旨を書面で回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

2 小規模個人再生において、再生債務者が財産目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができる。この場合においては、第二百三十二条第二項の規定を準用する。

3 再生債務者は、前項の申述をするときは、当該申述が第二百二十二条第一項又は第二百四十四条において準用する第二百二十二条第一項に規定する要件に該当しないことが明らかになつた場合に通常の再生手続による手続の開始を求める意思があるか否か及び第五項各号のいずれかに該当する事由があることが明らかになつた場合に小規模個人再生による

手続の開始を求める意思があるか否かを明らかにしなければならない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

4 裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により通常の再生手続による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を小規模個人再生により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が第三項本文の規定により小規模個人再生による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

二 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないこと。
二 再生債務者について次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から十年以内に当該申述がされたこと。
イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の確定の日
ロ 第二百三十五条第一項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確

定の日

ハ 破産法第三百六十六条ノ十一に規定する免責の決定が確定したこと 当該決定の確定の日

(再生計画案についての意見聴取)

第二百四十条 紿与所得者等再生において再生計画案の提出があつた場合には、裁判所は、次に掲げる場合を除き、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をしなければならない。

一 再生計画案について次条第一項各号のいずれかに該当する事由があると認めるとき。

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百一十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四条において準用する第二百一十七条第一項本文の不变期間が経過していないとき(当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき)。

三 特別異議申述期間が定められた場合において、当該特別異議申述期間が経過していないか、又は当該特別異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十

六条第三項の規定による異議が述べられたときであつて第二百四十四条において準用する第二百一十七条第一項本文の不变期間が経過していないとき(当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき)。

四 第百一十五条第一項の報告書の提出がされていないとき。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案を記載した書面を送付するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかあるとき。
六 第二百三十九条第五項第一号に規定する事由があるとき。

に該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を記載した書面を送付しなければならない。

3 紘与所得者等再生における第九十五条第四項及び第一百六十七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は再生計画案を書面による決議に付する旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者的意见を聴く旨の決定」とする。

(再生計画の認可又は不認可の決定等)
第二百四十二条 前条第一項の規定により定められた期間が経過したときは、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。

一 第百七十四条第二項第一号又は第二号に規定する事由(再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同項第一号又は第二百二十二条第二項第一号に規定する事由)があるとき。

二 再生計画が再生債権者の一般の利益に反するとき。

三 再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合において、第二百二十二条第二項第三号に規定する事由があるとき。

四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。

五 第二百三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由のいずれかがあるとき。

六 第二百三十九条第五項第一号に規定する事由があるとき。

七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するため必要な一年分の費用の額を控除した額に「一を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。

イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料(ロ及びハにおいて「所得税等」という。)に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ロ 再生債務者が再生計画案の提出前一年間の途中で、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた場合(イに掲げる区分に該当する場合を除く。)給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた場合(イに掲げる区分に該当する場合を除く。)給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者でその額の変動の幅が小さいと見込まれるものに該当することとなつた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

ハ イ及びロに掲げる区分に該当する場合以外の場合 再生計画案の提出前二年間の再生債務者の収入の合計額からこれに対する所得税等に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

額を「で除した額」

3 前項第七号に規定する一年分の費用の額は、再生債務者及びその扶養を受けるべき者の年齢及び居住地域、当該扶養を受けるべき者の数、物価の状況その他一切の事情を勘案して政令で定める。

(再生計画の取消し)

第二百四十二条 紙与所得者等再生において再生計画認可の決定が確定した場合には、計画弁済額が再生計画認可の決定があった時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回り、又は再生計画が前条第一項第七号に該当することが明らかになったときも、裁判所は、再生債務者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第二百八十九条第一項の規定を準用する。

(再生手続の廃止)

第二百四十三条 紙与所得者等再生において、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。

二 第二百四十二条第二項各号のいずれにも該当しない再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき。

二 裁判所の定めた期間若しくはその伸長した期間内に再生計画案の提出がないとき、又はその期間内に提出された再生計画案に該当する事由があるとき。

(小規模個人再生の規定の準用)

第二百四十四条 第二百十一条第三項から第五項まで、第二百二十二条から第二百二十九条まで、第二百三十二条から第二百三十五条まで及び第二百三十七条第二項の規定は、給与所得者等再生について準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百四十五条 紙与所得者等再生においては、第二百三十八条に規定する規定並びに第八十七条、第二百七十四条第二項及び第三項、第一百九十二条並びに第二百二十二条の規定は、適用しない。

第十章中第二百九十九条を第二百十条とする。

第二百九十八条第一項中「第二百九十八条第一項前段」を「第二百九十八条第一項前段」に改め、同条を第二百九条とする。

第二百九十七条を第二百八条とし、第二百九十六条を第二百七条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 住宅資金貸付債権に関する特別(定義)

第二百九十六条 この章、第十二章及び第十三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 個人である再生債務者が所有し、自分の居住の用に供する建物であつて、その床面積の三分の一以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものをいふ。ただし、当該建物が「以上ある場合に是、これらの建物のうち、再生債務者が主として居住の用に供する」の建物に限る。

二 住宅の敷地 住宅の用に供されている土地又は当該土地に設定されている地上権をいう。

三 住宅資金貸付債権 住宅の建設若しくは購入に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む)又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る分割払の定めのある再生債務者であつて、当該債権又は当該債権に係る債務の保証人(保証業とする者に限る。以下「保証会社」という。)の主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権が住宅に設定さ

れているものをいう。

四 住宅資金特別条項 再生債務者の有する住宅資金貸付債権の全部又は一部を、第二百九十九条第一項から第四項までの規定するところにより変更する再生計画の条項をいいう。

第五百九十九条 第一百四十二条第一項に規定する再生債務者又は第二百四条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利について、住宅資金特別条項を定めることができ。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

五 住宅資金貸付契約 住宅資金貸付債権に係る資金の貸付契約をいう。

第六百九十七条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがあると認めると、再生債務者の申立てにより、相手方の期間を定めて、住宅又は再生債務者が有する住宅の敷地に設定されている前条第二号に規定する抵当権の実行としての競売の手続の中止を命ずることができる。

第二百九十八条 第三百一十二条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による中止の命令について準用する。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第六百九十九条 住宅資金特別条項においては、次項又は第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

一 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来する住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを除く。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息(住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいふ。以下この条において同じ。)並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償その全額を、再生計画(住宅資金特別条項を除く。)で定める弁済期間(当該期間が五年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から五年。第三項において「一般弁済期間」という。)内に支払うこと。

二 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期間が到来しない住宅資金貸付債権の元本(再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを除く。)及びこれに対する再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息(住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいふ。)並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償その全額を、再生計画(住宅資金特別条項を除く。)で定める弁済期間(当該期間が五年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から五年。第三項において「一般弁済期間」という。)内に支払うこと。

三 第五百三十三条第一項に規定する担保権(第二百九十六条第三号に規定する抵当権を除く。)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する抵当権が設定されている場合において当該不動産の上に規定する担保権(第二百九十六条第三号に規定する抵当権を除く。)が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する抵当権が設定されている場合において当該不動産の上に第五十三条第一項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するときは、この限りでない。

四 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、当該保証債務の全部を履行した日から六月を経過する日まで

の確定後の住宅約定利息、住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従つて支払うこと。

前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、

住宅資金特別条項において、住宅資金貸付債権に係る債務の弁済期を住宅資金貸付契約において定められた最終の弁済期(以下この項及び第四項において「約定最終弁済期」という。)から後の日に定めることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならぬ。

一 次に掲げる債権について、その全額を支払うものであること。
二 住宅資金貸付債権の元本及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の一回の間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

4 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者の同意がある場合には、前三項の規定にかかわらず、約定最終弁済期から十年を超えて住宅資金貸付債権に係る債務の期限を猶予することその他前三項に規定する変更以外の変更をすることを内容とする住宅資金特別

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者と他の再生債権者との間にについては第二百五十五条第一項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者については第二百六十条及び第二百六十五条第二項の規定を適用しない。

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第二百四条第一項及び第三項の規定は適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに第二百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様とする。この場合においては、当該異議を述べた者には、第二百四条第三項及び第二百八十二条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

2 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅約定利息のみを支払うものとすることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる要件があること。

二 前項第一号イに掲げる債権についての原本猶予期間を経過した後の弁済期及び弁済額の定めについては、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたとき、当該期間が満了した時

二 届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき、第二百六十七

条ただし書に規定する決定がされた時

三 住宅資金特別条項を定めた再生計画案及び届出再生債権者が提出した住宅資金特別

条項の定めのない再生計画案が共に決議に付され、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた

時

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、当該住宅資金特別

条項によって権利の変更を受けることとされず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた

時

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者と他の再生債権者との間にについては第二百五十五条第一項の規定を、住宅資金特別

条項によって権利の変更を受ける者については第二百四十条第一項及び第三項の規定は適用しない。

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第二百四条第一項及び第三項の規定は適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに第二百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様とする。この場合においては、当該異議を述べた者には、第二百四条第三項及び第二百八十二条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

2 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

べた異議は、それぞれその時においてその効力を失う。ただし、これらの時までに、当該異議に係る再生債権の確定手続が終了していない場合に限る。

一 いすれの届出再生債権者も裁判所の定めた期間又はその伸長した期間内に住宅資金特別条項の定めのない再生計画案を提出しなかったとき、当該期間が満了した時

二 届出再生債権者が提出した住宅資金特別条項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき、第二百六十七

条ただし書に規定する決定がされた時

三 住宅資金特別条項を定めた再生計画案及び届出再生債権者が提出した住宅資金特別

条項の定めのない再生計画案が共に決議に付され、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた

時

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、当該住宅資金特別

条項によって権利の変更を受けることとされず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決されたとき、当該可決がされた

時

5 住宅資金特別条項によって権利の変更を受ける者と他の再生債権者との間にについては第二百五十五条第一項の規定を、住宅資金特別

条項によって権利の変更を受ける者については第二百四十条第一項及び第三項の規定は適用しない。

3 前項の規定により同項本文の異議が効力を失った場合には、当該住宅資金貸付債権については、第二百四条第一項及び第三項の規定は適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに第二百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの又は保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様とする。この場合においては、当該異議を述べた者には、第二百四条第三項及び第二百八十二条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

2 裁判所は、住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

1 第二百三一条住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

3 第二百三十二条住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

3 第二百三十三条住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

3 第二百三十四条住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

3 第二百三十五条住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再

宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住

規定する事由があるとき。

二 再生計画が遂行可能であると認めること
ができるとき。

三 再生債務者が住宅の所有権又は住宅の用に供されている土地を住宅の所有のために使用する権利を失うこととなると見込まれるとき。

四 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。

3 住宅資金特別条項によって権利の変更を受けている者は、再生債権の届出をしていない場合であっても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があったときは、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けることされている者で再生債権の届出をしていないものに対して、その主文及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第百一十三条第二項及び第一百八十二条第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた弁済期間」とあるのは、再生計画(住宅資金特別条項を除く)で定められた弁済期間と、「再生計画に基づく弁済」とあるのは「再生計画(住宅資金特別条項を除く)に基づく弁済」とする。

4 住宅資金特別条項によって変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項によって権利の変更を受けた者については第百八十二条の規定を適用しない。

(保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い)

第二百五条 第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不变期間内にされなかつた場合(第百七条及び第九条の場合を除く)、第二百条第二項の規定により同項本文の異議が効力を失つた場合及び保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項については、第百五十七条、第百五十九条、第百六十四条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、前項に規定する場合(保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く)における当該住宅資金貸付債権を有する再生債権者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項における第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消し等)

第二百六条 住宅資金特別条項を定めた再生計画についての第百八十九条第一項第二号に掲げる事由を理由とする再生計画取消しの申請については、同条第三項の規定にかかわらず、再生計画の定めによって認められた権利(住宅資金特別条項によって変更された後のものを除く)の全部(履行された部分を除く)について裁判所が評価した額の十分の一以上に当たる当該権利を有する再生債権者であつて、そ

2 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合において、保証会社が当該保証債務を履行したときは、当該保証債務の履行は、なかつたものとみなす。ただし、保証会社が当該保証債務を履行したことにより取得した権利に基づき再生債権者としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同一項の保証債務に係る求償権についての弁済をして有する権利については、適用しない。この場合において、再生債務者が連帶債務者の一人であるときは、住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連帶債務者に対しても効力を有する。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可

第一百三十二条ノ二規定スル弁済ヲ受ケタル債権額ニ付テ
産債権者ハ其ノ弁済ヲ受ケタル債権額ニ付テ
ハ議決權ヲ行フコトヲ得ズ。

第二百六十五条の次に次の二条を加える。

第二百六十五条ノ一 第二十三条ノ二規定ス
ル弁済ヲ受ケタル債権者ハ他ノ同順位ノ債権
者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ配当
ヲ受クル迄ハ配当ヲ受クルコトヲ得ズ。

第三百六十六条の次に次の二条を加える。

第三百六十六条ノ一 第二十三条ノ二規定スル弁
済ヲ受ケタル破産債権者ハ強制和議ニ関スル
決議ニ於テ弁済ヲ受ケザル債権額ニ付テノミ
議決權ヲ行フコトヲ得

第三百六十六条ノ二 第二十三条ノ二規定スル弁
済ヲ受ケタル破産債権者ハ他ノ同順位ノ債権
者ガ自己ノ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ配当
ヲ受クル迄ハ配当ヲ受クルコトヲ得ズ。

第三百六十七条の次に次の二条を加える。

第三百六十七条ノ一 第二十三条ノ二規定ス
ル債権額ハ前条第一項ノ総債権ニ之ヲ算入セ
ズ。

第三百六十七条の次に次の二条を加える。

第三百六十七条ノ二 第二十三条ノ二規定ス
ル債権額ハ前条第一項ノ総債権ニ之ヲ算入セ
ズ。

第三百六十八条の次に次の二条を加える。

第三百六十八条ノ一 第二十三条ノ二規定ス
ル弁済ヲ受ケタル弁済ト同一ノ割合ノ履行行
得ズ。

官 (号外) 報

第一編 第十章 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人の協力)

第三百五十七条の二 破産管財人は、破産者に
ついての外国倒産処理手続(外国で開始され
た手続で、破産手続又は再生手続に相当する
ものをいう。以下同じ。)がある場合には、外
国管財人(当該外国倒産処理手続において破
産者の財産の管理及び処分をする権利を有す
る者をいう。以下同じ。)に対し、破産手続の提
供を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、破産管財人は、
前項に規定する場合に、破産管財人は、

外国管財人に對し、外國倒産処理手續の適正
な実施のために必要な協力及び情報の提供を
するよう努めるものとする。
(外国管財人の権限等)
第三百五十七条の三 外国管財人は、債務者に
ついて破産の申立てをすることができる。
(外国管財人の権限等)
第三百五十七条の四 外国管財人は、債務者に
は、破産の原因たる事実を疎明しなければな
らない。

第三百五十七条の三 外国管財人は、債務者に
ついて破産の申立てをすることができる。
(外國管財人の権限等)
第三百五十七条の四 外国管財人は、債務者に
は、破産の原因たる事実を疎明しなければな
らない。

本則中第三百八十二条の次に次の二条を加え
る。
第三百八十二条ノ一 第三百八十一条ノ規定ハ日
本国外ニ於テ同条ノ罪ヲ犯シタル者ニモ之ヲ
適用ス
第三百八十二条ノ二 第三百八十一条ノ規定ハ
年法律第四十五号(第二条ノ例ニ従フ)
(会社更生法の一部改正)
第三条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十
二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十章 報酬及び報償金(第二百八
五条—第二百八十九条)」を「第十章 報酬及び
報償金(第二百八十五条—第二百八十九条)」
倒産処理手続がある場合の特則(第二百八十九
条の二—第二百八十九条の五)に、「第一三百九
条の二—第二百八十九条の五」に、「第一三百九
条の二—第二百九十六条」に改める。

第五条の見出しを「(外国で開始した更生手続
の効力)」に改め、同条中第一項を削り、第二項
を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六条の見出しを削る。

第五条の次に次の二条を加える。
(更生事件の管轄)

第五条の二 この法律の規定による更生手続開
始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有
するときに限り、することができる。
(再生手続の管轄)

第四十条第一項中「財産」の下に「(日本国内に
あるかどうかを問わない。第五十三条、第二百
十一条第三項及び第二百四十八条の二第一項に
おいて同じ。)」を加える。

第五条の三 この法律の規定による更生手続開
始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有
するときに限り、することができる。

第五条の四 この法律の規定による更生手続開
始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有
するときに限り、することができる。

第五条の五 この法律の規定による更生手続開
始の申立ては、会社が日本国内に営業所を有
するときに限り、することができる。

第六条の二 前項に規定する場合には、管財人は、外
国管財人に対し、会社の更生のために必要な協
力及び情報の提供をするよう努めるものとす
る。

(更生手続の開始原因の推定)

第六条の三 会社についての外國倒産
処理手續がある場合には、當該会社に更生手
続開始の原因たる事実があるものと推定す
る。

(外國管財人の権限等)

第六条の四 外國管財人は、第三十条
第一項後段に規定する場合には、会社につい
て更生手続開始の申立てをすることができる。

2 前項の更生債権者は、他の同順位の更生債
権者が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済
を受けるまでは、更生手続により、弁済を受
けることができない。

3 第一項の更生債権者は、外国において弁済
を受けた債権の部分については、議決權を行
使することができない。

4 第一項の更生債権者は、外國倒産処理手續
立てる場合において、破産宣告があった
ときは、第三百四十三条第二項の書面を、同条第
一項第二号から第四号までに掲げる事項に変
更を生じたときはその旨を記載した書面を、
破産取消しの決定が確定したときはその主文
を記載した書面を、それぞれ外国管財人に送
達しなければならない。

第五条の二 外國倒産処理手續がある場合の特則
(外國管財人の権限等)
第五条の三 第百二十四条の三 第百八十八条の二の規定は、
更生担保権者について準用する。

第六条の二 外國倒産処理手續がある場合の特則
(外國管財人の権限等)

第三百八十九条の二 管財人は、会社について
の外國倒産処理手續(外國で開始された手續
で、破産手続又は再生手続に相当するものを
いう。以下同じ。)がある場合には、外國管財
人(當該外國倒産処理手續において会社の財
産の管理及び処分をする権利を有する者をい
う。以下同じ。)に対し、会社の更生のために
必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとす
る。

第三百八十九条の三 会社についての外國倒産
処理手續がある場合には、當該会社に更生手
続開始の原因たる事実があるものと推定す
る。

第三百八十九条の四 外國管財人は、第三十条
第一項後段に規定する場合には、会社につい
て更生手続開始の申立てをすることができる。

(外國管財人の権限等)

第三百八十九条の五 外國管財人は、第三十条
第一項後段に規定する場合には、会社につい
て更生手続開始の申立てをすることができる。

審査報告書

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月七日

法務委員長 日笠 勝之
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国倒産処理手続について、その効力を日本国内において適切に実現するための承認援助手続を創設することにより、国際的に整合のとれた債務者の財産の清算又は経済的再生を図るうとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、民事再生手続の特則が低所得者等の個人債務者の再生に資するためのものでないにかんがみ、その趣旨、内容、手続等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知徹底するよう努めること。

二、社会・経済的観点から、個人債務者に関する民事再生手続の特則が真に適正かつ迅速に運用されるよう、裁判所の人的・物的態勢の整備に遺漏なきを期すること。

三、個人債務者が事業主である場合における再生手続に当たっては、当該個人事業主の雇用する労働者の雇用の安定と労働債権の確保に十分配慮するよう周知徹底に努めること。

四、新たに創設する外国倒産処理手続の承認援助手続が適正・迅速に運用されるよう、諸外国の

倒産処理制度及び実情について、調査・研究及びその周知に努めること。

五、外国倒産処理手続の承認援助手続においては、労働債権者の雇用契約上の地位及び優先的地位に配慮がされており、国内倒産処理手続と比べ、労働債権者に不利となるものではないことを周知徹底するよう努めること。

右決議する。

六、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

右国会に提出する。

平成十二年十月十三日

内閣総理大臣 森 喜朗

第一章 総則(第一条—第十六条)
第二章 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律案

第三章 外国倒産処理手続の承認(第十七条—第二十四条)

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し(第五十六条)

第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い(第五十七条—第六十一条)

第六章 罰則(第六十五条—第六十九条)

第七章 総則(第一章)

第八章 附則(第六十一条—第六十九条)

第九章 附則(第六十一条—第六十九条)

第十章 附則(第六十一条—第六十九条)

第十一章 附則(第六十一条—第六十九条)

第十二章 附則(第六十一条—第六十九条)

第十三章 附則(第六十一条—第六十九条)

第十四章 附則(第六十一条—第六十九条)

国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図ることを目的とする。

(定義等)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又は特別清算手続に相当するものをいう。

二、外国主手続 債務者が営業者である場合にあってはその主たる営業所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、営業者でない場合又は営業所を有しない場合にあっては、当該債務者が個人であるときは住所がある国で申し立てられた外國倒産処理手續、法人その他の社団又は財団であるときは主たる事務所がある国で申し立てられた外國倒産処理手續、法人その他の社団又は財団であるときは主たる事務所

三、外国從手続 外國主手続でない外國倒産処理手続をいう。

四、国内倒産処理手續 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手續、更生手續、整理手續又は特別清算手續をいう。

五、外國倒産処理手續の承認 外國倒産処理手續について、これを日本国内において第三章の規定による援助の処分をすることができる基礎として承認することをいう。

六、承認援助手續 次章以下に定めるところにより、外國倒産処理手續の承認の申立てについての裁判並びに債務者の日本国内における業務及び財産に関し当該外國倒産処理手續を援助するための処分をする手続をいう。

七、外國管財人 外國倒産処理手續において債務者の財産の管理及び処分をする権利を有す

る者であつて、債務者以外のものをいう。

八、外國管財人等 外國倒産処理手續において債務者の日本国内における業務及び財産に関し管理を命じられた者をいう。

九、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外にあるものとみなす。

10、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外にあるものとみなす。

11、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

12、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

13、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

14、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

15、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

16、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

17、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

18、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

19、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

20、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

21、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

22、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

23、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

24、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

25、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

26、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

27、承認管財人 第三十二条第一項の規定により裁判上の請求ができる債権は、日本国内外における業務及び財産に管轄する地方裁判所を指す。

(公民等)

第八条 この法律の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定によつて送達をしなければならない場合には、次項に規定する場合を除き、公告をもつて、これに代えることができる。

4 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。

5 前項に規定する場合における公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

6 前項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等) 第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

2 前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合、当該処分が効力を失つた場合(第六十一条第二項又は第六十四条の規定により承認援助手続が効力を失つたことにより当該処分がその効力を失つた場合を除く。次条第二項及び第五項において同じ。)又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

4 裁判所書記官は、法人である債務者について

第五十七条第二項本文、第五十八条第一項(同

条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、

債務者で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を債務者の各営業所又は各事務所の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

一 破産法(大正十一年法律第七十一号)第一百十一条の規定による登記

二 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第十二条第一項又は第二項の規定による登記

三 会社更生法(昭和二十七年法律第二百七十二号)第十七条第一項又は第十八条の二第二項(これら)の規定を他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記

四 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百八十二条(同法第四百三十三条又は他の法律において準用する場合を含む。)又は第三百八十七条第一項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記(同法第三百八十六条第一項第五号(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記を除く。)

五 前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあつた場合又は当該処分が効力を失つた場合について準用する。

6 前項の規定は、前条第一項の規定により第十三条第一項の規定による処分の登記を嘱託した場合には、適用しない。

7 前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあつた場合又は当該処分が効力を失つた場合について準用する。

8 前項の規定は、前条第一項の規定により第十六条第一項第五号(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による登記を除く。)

9 前項の規定は、同項に規定する中止の命令による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

10 前項の規定は、同項に規定する中止の命令を失つた場合について準用する。

11 裁判所書記官は、法人である債務者について

12 第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十

四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

13 破産手続、再生手続、更生手続、整理手続又

は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産終結の決定があつた場合又は強制和議認可の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定、整理実行の命令若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十二条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によつてされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託) 第十条 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財産に属する権利で登記がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

(登記のある権利についての登記等の嘱託) 第十一条 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財産に属する権利で登記がされたものがあることを知つたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

二 第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項又は第四項の規定によつてされた登記

三 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

四 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

五 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

六 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

七 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

八 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

九 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

十 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

十一 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

十二 第三百八十七条第二項(同法第四百五十四条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。)の規定によつてされた登記

十三 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等

<p>の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。</p> <p>3 前項の規定は、文書等のうち録音デーブ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかるわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五条第二項の規定による中止の命令、第二十六条第二項の規定による処分、第二十七条第二項の規定による中止の命令、第五十一条第一項の規定による処分、第五十八条第一項若しくは第六十三条第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。</p> <p>(支障部分の閲覧等の制限)</p>
<p>第十四条 次に掲げる文書等について、利害関係人が、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)を行うことにより、承認助手続の目的の達成に著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この条において「支障部</p> <p>分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人又は保全管理人の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる。当該申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人に限ることができる。</p> <p>一 第三十一条第一項、第三十五条第一項(第一五十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第五十三条第一項ただし書の規定に</p>
<p>による許可を得るために裁判所に提出された文書等</p> <p>二 第十七条第三項又は第四十六条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告に係る文書等</p> <p>2 前項の申立てがされたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。</p> <p>3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。</p> <p>4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。</p> <p>6 第十五条 承認援助手続に關しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第七章 外国倒産処理手続の承認の申立て</p> <p>第十九条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられてゐる国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。</p> <p>(疎明)</p> <p>第二十条 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられてゐる国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。</p> <p>(費用の予納)</p> <p>第二十二条 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条、第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。</p> <p>2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。</p> <p>(外国倒産処理手続の承認の公告等)</p> <p>第二十三条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の主文を公告しなければならない。</p> <p>2 外国管財人等には、外国倒産処理手続の承認の決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による处分が</p>
<p>2 前項の申立てでは、当該外国倒産処理手続について、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第十二条第一項において「手続開始の判断」という。)がされる前であつても、することができる。</p> <p>二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。</p> <p>三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。</p> <p>四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかであるとき。</p> <p>2 前項の申立てでは、当該外国倒産処理手続において、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第十二条第一項において「手続開始の判断」という。)がされる前であつても、することができる。</p> <p>二 当該外国倒産処理手続の費用の予納がないとき。</p> <p>一 承認援助手続の費用の予納がないとき。</p> <p>二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。</p> <p>三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。</p> <p>四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかなとき。</p> <p>2 前項の申立てでは、当該外国倒産処理手続において、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令に相当する判断(第十二条第一項において「手続開始の判断」という。)がされる前であつても、することができる。</p> <p>二 当該外国倒産処理手続の費用の予納がないとき。</p> <p>一 承認援助手続の費用の予納がないとき。</p> <p>二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。</p> <p>三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。</p> <p>四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をする必要がないことが明らかなとき。</p>

あつた場合における保全管理人についても、同様とする。

3 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があつた旨を通知しなければならない。ただし、第二十一条第九項本文（第二十六条第六項、第二十七条第八項、第五十二条第一項五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

1 租税その他の公課を所管する官庁又は公署であつて最高裁判所規則で定めるもの

二 債務者の日本国内における使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、債務者の日本国内における使用者その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の日本国内における使用者その他の従業者の過半数を代表する者（即時抗告等）

第一十四条 外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

2 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその主文を公表し、かつ、外国管財人等にその主文を記載した書面を送達しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十七条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十八条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分

（他の手続の中止命令等） 第二十五条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、担保を立てばならない。

6 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても、前条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てばならない。

6 第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定が確定した後、相当地間を定めて、処分の禁止を命ずる处分、弁済の禁止を命ずる处分その他の処分をすることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による処分をする前であっても、前項の規定による処分をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても、第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による処分は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅さ

取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項の規定は、適用しない。

9 第二十三条第三項各号に掲げる者には、第二項の規定による中止の命令があつた旨を通知しなければならない。ただし、同条第三項ただし書に規定する規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

10 第二十六条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立てに不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の日本国内における業務及び財産に關する処分その他の処分をすることができる。

11 第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立てに不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外國倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に對して既にされている担保権の実行としての競売の手續又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

12 裁判所は、外國倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外國倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対しても、第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

13 前項の規定による中止の命令は、外國倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

14 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

15 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅さ

せる行為をすることの禁止を命ずる処分をした場合には、債権者は、承認援助手続の関係においては、当該処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の当時、当該処分がされたことを知っていたときに限り。

官 報 (号 外)

止の命令を発する場合には、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聽かなければならない。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、競売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による中止の命令、第五項の規定による決定及び第六項の即時抗告についての裁判があつた場合について、同条第九項の規定は第二項の規定による中止の命令があつた場合について準用する。

(強制執行等禁止命令)

第一十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職權で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、すべての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等の禁止を命ずることができる。この場合において、裁判所は、相當と認めるときは又は一定の範囲に属する債務者の財産に対する強制執行等を禁止の命令の対象から除外することができる。

2 前項の規定による禁止の命令(以下「強制執行等禁止命令」という。)が発せられた場合には、債務者の財産に対し既にされている強制執行等(当該命令により禁止されることとなるものに限る。)の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人が申立てにより又は職權で、担保を立てるとして、又は立てさせて、第一項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債務者に対する債権(当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。)については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)

第一十九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定がつた場合には、その主文を公告し、かつ、その決定書を外国管財人等(承認管財人及び申立人に送達しなければならない。この場合において、決定書の送達には、適用しない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定とともに強制執行等禁止命令を発したときは、第一項の規定による公告には、強制執行等禁止命令の主文をも掲げなければならない。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判がつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 第一項の場合において、同項の決定書の送達を受けた外国管財人等は、当該決定書の内容を知り得る債務者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、債務者(外国管財人が申立てにより又は職權で、担保を立てるとして、又は立てさせて、第一項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

5 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、外国管財人等(承認管財人が選任されている場合においては、承認管財人)に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

6 前項第四項の規定による取消しの命令及び同条第五項の即時抗告についての裁判(強制執行等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除)

第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立人である債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に対する債権(当該命令により強制執行等が禁止されているものに限る。)について、当該債権者が効力を失った日の翌日から二月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)

第一九条 強制執行等禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定がつた場合には、その主文を公告し、かつ、その決定書を外国管財人等(承認管財人及び申立人に送達しなければならない。この場合において、決定書の送達には、適用しない。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十八条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第三十条第一項の規定による解除の決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判がつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。

3 第一項の場合において、同項の決定書の送達を受けた外国管財人等は、当該決定書の内容を知り得る債務者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

3 第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該

4 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
5 管理命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
7 (管理命令に関する公告及び送達等)
第三十三条 裁判所は、管理命令を発したときは、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を公告しなければならない。
一 管理命令を発した旨及び承認管財人の氏名又は名称
二 債務者の財産(日本国内にあるものに限る。)の持持者及び債務者に対して債務(日本国内にある債権に係るものに限る。)を負担する者(第六項において「財産所持者等」という。)は、債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない旨
2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令を発したときは、第二十三条第一項の規定による公告には、前項に掲げる事項をも掲げなければならない。
3 裁判所は、管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定をした場合には、その旨を公告しなければならない。
4 管理命令、前項の決定又は前条第五項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。
5 管理命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、承認官財人に対する決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。
6 管理命令が発せられた場合には第一項に掲げる事項を記載した書面を、第三項の決定があつた場合にはその旨を記載した書面を、知りていった場合にはその旨を記載した書面を、

7 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができる。
8 前項の規定によって書類を郵便に付して発送した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。
9 第八条第四項及び第五項の規定は、管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合については、適用しない。
(承認管財人の権限)
第三十四条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、承認管財人に専属する。
(承認管財人の財産の処分等に対する許可)
第三十五条 承認管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
2 裁判所は、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認める場合に限り、前項の許可をすることができる。
3 第一項の許可を得ないでした法律行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
(管理命令が発せられた場合の債務者の財産関係の訴えの取扱い)
第三十六条 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内にある財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。
2 管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における財産に関する訴えについては、承認管財人を原告又は被告とする。
3 前項の規定によって中断した訴訟手続は、承認管財人においてこれを受け継ぐことができる。
4 前項の規定によって中断した訴訟手続は、承認管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。
(承認管財人の代理)
第四十一条 承認管財人は、個人である債務者若しくはその法定代理人又は法人である債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者に対し、債務者の日本国内における業務及び財産の状況につき報告を求め、債務者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
2 前項の承認管財人代理の選任について、裁判所の許可を得なければならない。
(承認管財人の調査)
第四十二条 承認管財人は、就職の後直ちに債務者の日本国内における業務及び財産の管理に着手しなければならない。
2 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の中立にてより又は職権で、承認管財人を解任することができます。この場合においては、その承認管財人を審尋しなければならない。
(数人の承認管財人の職務執行)
第三十九条 承認管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。
2 承認管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してもすれば足りる。
(承認管財人代理)
第四十条 承認管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の承認管財人代理を選任することができる。
2 債務者は、承認管財人に對し、承認管財人が受け取った前項の郵便物の閲覧又は当該郵便物を交付を求めることができる。
(承認管財人の注意義務)
第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

<p>2 承認管財人が前項の注意を怠ったときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帶して損害を賠償する責めに任ずる。</p> <p>(承認管財人の報告義務)</p>
<p>第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。</p> <p>(承認管財人の行為に対する制限)</p>

<p>4 前三項の規定の適用については、第三十三条第一項の規定による公告(外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第二十三条第一項の規定による公告)前ににおいてはその事実を知らなかつたものと推定し、その公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。</p> <p>(承認管財人の報酬等)</p>
<p>第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ債務者の財産を譲り受け、債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。</p> <p>2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(管理命令後の債務者の行為等)</p>

<p>4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>(任務終了の場合の報告義務等)</p>
<p>第五十条 承認管財人の任務が終了した場合は、承認管財人又はその承継人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。</p> <p>2 承認管財人の任務が終了した場合において、債務者にいた弁済は、承認援助手続の関係においても、その効力を主張することができる。</p> <p>3 前項の債権について、管理命令が発せられた後に、その事實を知って日本国内において債務者にした弁済は、承認管財人が管理及び処分をする権利を有する財産が受けた利益の限度においてのみ、承認援助手続の関係において、その効力を主張することができる。</p>

<p>2 承認管財人は、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(保全管理人代理)</p>
<p>第五十四条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。</p> <p>2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>(承認管財人にに関する規定の保全管理人等への準用)</p>

<p>第三章 外国倒産処理手続の承認の取消し</p>

(号)外報

官

- 二 当該外国倒産処理手続について第一十二条
第一号から第六号までに規定する事由のある
ことが明らかになったとき。
- 三 当該外国倒産処理手続が、破産終結の決
定、強制和議認可の決定、再生計画認可の決
定、更生計画認可の決定、整理実行の命令又
は特別清算終結の決定に相当する判断がされ
て終了したとき。
- 四 当該外国倒産処理手續が前号に規定する事
由以外の事由により終了したとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁
判所は、利害関係人の申立てにより又は職權
で、外国倒産処理手續の承認の取消しの決定を
することができる。
- 一 債務者が第三十二条第一項の規定に違反し
たとき。
- 二 承認管財人である外国管財人が第三十五条
第一項又は第四十六条の規定に違反したと
き。
- 三 承認管財人でない外国管財人が債務者の日
本国内にある財産の処分又は国外への持出し
をしたとき。
- 3 裁判所は、前二項の取消しの決定をしたとき
は、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告し
なければならない。
- 4 第一項又は第一項の取消しの決定に対しても
は、即時抗告をすることができる。
- 5 第一項又は第二項の取消しの決定を取り消す
決定が確定したときは、第一項又は第二項の取
消しの決定をした裁判所は、直ちに、その旨を
公報しなければならない。
- 6 第一項又は第二項の取消しの決定は、確定し
なければその効力を生じない。
- 7 第二十四条第三項の規定は、第一項又は第二
項の取消しの決定が確定した場合について準用
する。

- 第五章 他の倒産処理手續がある場合の取
扱い
- ### 第一節 国内倒産処理手續がある場合の取扱い
- (国内倒産処理手續の開始決定がされた場合の
承認の条件等)
- 第五十七条 裁判所は、外国倒産処理手續の承認
の申立てについて決定をする前に、同一の債務
者につき開始の決定がされた国内倒産処理手續
があることが明らかになったときは、次に掲げ
る要件のすべてを満たす場合を除き、当該申立
てを棄却しなければならない。
- 一 当該外国倒産処理手續が外国主手續である
こと。
- 二 当該外国倒産処理手續について第三章の規
定により援助の処分をすることが債権者の一
般の利益に適合すると認められること。
- 三 当該外国倒産処理手續について第三章の規
定により援助の処分をすることにより、日本
国内において債権者の利益が不当に侵害され
るおそれがないこと。
- 2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処
理手續があることが明らかになった場合におい
て、外国倒産処理手續の承認の決定をするとき
は、当該国内倒産処理手續の中止を命じなけれ
ばならない。ただし、当該国内倒産処理手續が
次条第一項(同条第二項において準用する場合
を含む。)の規定により中止されているときは、
この限りでない。
- 3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り
消すことができる。
- 4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規
定による決定に対しても、即時抗告をするこ
とができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。
- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その決定書を
当事者に送達しなければならない。
- 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定に
よる中止の命令があつた場合について準用す
る。

- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その決定書を
当事者に送達しなければならない。
- 2 前号に掲げる場合に該当しないとき、当該
各号に掲げる要件のすべてを満たすとき、当該
各号に定める決定をしなければならない。
- 一 第五十七条第一項各号に掲げる要件のすべ
てを満たすとき、当該国内倒産処理手續の中
止を命ずる旨の決定
- 2 裁判所は、前項の規定による決定を取り消す
ことができる。
- 3 前項の規定による決定に対しても、即時抗
告をすることができる。
- 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。
- 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その決定書を
当事者に送達しなければならない。
- 6 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その決定書を
当事者に送達しなければならない。
- 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定に
よる中止の命令があつた場合について準用す
る。

- 6 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定に
よる中止の命令があつた場合について準用す
る。
- 2 前号に掲げる場合に該当しないとき、当該
各号に掲げる要件のすべてを満たすとき、当該
各号に定める決定をしなければならない。
- 一 第五十九条 承認援助手續が係属する裁判所は、
外国倒産処理手續の承認の決定があつた後、當
該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処
理手續の開始の決定があつたこと又は外国倒産處
理手續の承認決定と競合した場合の調整)
- 第五十九条 承認援助手續が係属する裁判所は、
外国倒産処理手續の承認の決定があつた後、當
該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処
理手續の開始の決定があつたこと又は外国倒産處
理手續の承認決定と競合した場合の調整)
- 2 承認援助手續が係属する裁判所は、外国倒産
処理手續の承認の決定があつた後、同一の債務
者につき国内倒産処理手續の開始の申立てがさ
れることが明らかになつた場合(前条第一項に
規定する場合を除く。)において、同項第一号に
掲げる事由がある場合には、必要があると認め
られたことは、利害関係人の申立てにより又は職權
で、同号に定める決定をすることができる。
- 3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

3 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は前二項の規定による決定を取り消すことができる。
4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。
(中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)
第六十一条 第五十七条第二項、第五十八条第一項、第五十九条第一項第一号又は前条第一項の規定により国内倒産処理手続が中止してい場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。
2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該国内倒産処理手続は、その効力を失う。
(他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い)
(他の外国倒産処理手続の承認がされた場合の承認の条件等)
第六十二条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、既に承認の決定がされた同一の債務者についての他の外国倒産処理手続があるときには、次の各号のいずれかに該当する場合にも、当該申立
てを棄却しなければならない。
一 当該他の外国倒産処理手続が外国主手続であるとき。
二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該申立てに係る外国倒産処理手続が外国從手続であり、かつ、当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められないとき。
2 外国倒産処理手続の承認の決定があつた場合において、同一の債務者につき外国倒産処理手続の承認がされた他の外国從手続があるときは、当該外国從手続の承認の申立てに係る裁判所は、中止する。ただし、次条第一項の規定による中止の命令が発せられているときは、この限りでない。
(外国倒産処理手続の承認決定前の他の承認援助手続の中止命令)
第六十三条 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前ににおいて、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定がされた同一の債務者についての外国從手続の承認援助手続の中止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。
2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
3 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。
4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その決定書を当事者に送達しなければならない。
(中止した承認援助手続の失効)
第六十四条 第六十二条第二項又は前条第一項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による他の外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。
第六章 罰則
(収賄罪)
第六十五条 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理がその職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 承認管財人又は保全管理人(以下この条において「承認管財人等」という)が法人であるときは、承認管財人等の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
3 犯人又は法人たる承認管財人等の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
(贈賄罪)
第六十六条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
(報告及び検査拒絶の罪)
第六十七条 債務者若しくはその法定代理人又は債務者の理事、取締役、監事、監査役、清算人若しくはこれらに準ずる者が第四十一条(第五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第六十八条 第三十一条第一項の規定により債務者が日本国内にある財産の処分又は国外への持出しその他裁判所の指定する行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとされた場合において、個人である債務者若しくはその法定代理人若しくは支配人がこれに違反したとき、又は法人である債務者の役員若しくは職員がこれに違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2 個人である承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理人代理が第三十五条第一項(第五十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反したとき、又はこれらの者が法人である場合においてその役員若しくは職員が第三十五条第一項に違反する行為をしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三章 施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(破産法の一部改正)
第一条 破産法の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

官 報 (号 外)

第三条 削除	
「第三百四条ノ二」に次の二項を加える。	
民事訴訟法(平成八年法律第百九号)二依り裁判上ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ債権ハ日本ニ在ルモノト看做ス	
(証券取引法等の一部改正)	
第三条 次に掲げる法律の規定中「又は更生手続」を、「更生手続又は承認援助手続」に改める。	
一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	
第六十四条の十第一項及び第二百六条の二第一項	
二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十三条第一項	
三 銀行法(昭和五十八年法律第五十九号)第四十七条第一項	
四 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十号)第三十四条の二十七第一項	
五 保険業法(平成七年法律第二百五号)第二百七十二条第一項	
十一条第一項 (会社更生法の一部改正)	
第四条 会社更生法の一部を次のように改正す	
第四条 削除	
「第三百三十七条第一項中「民事訴訟法」の下に「(平成八年法律第二百九号)」を加える。	
(商業登記法の一部改正)	
第五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。	
第十二条第一項中「又は民事再生法」を、「民事再生法」に改め、「保全管理人」の下に「又は外國倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百九号)による承認管財人若しくは保全管理人(会社につき選任された者に限る。)」を加える。	
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)	
第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十	
六年法律第四十号)の一部を次のように改正す	
別表第一の七の項中「第五十二条」の下に「第一項」を加え、「第一項の規定」を「の規定」に改め、同表第一の七の項中「特別清算開始の申立て」の下に、「外国倒産処理手続の承認の中立て」を加える。	
(債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に	
関する法律の一部改正)	
第七条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。	
第十二条第一項中「及び会社更生法」を、「会社更生法」に改め、「第十九条又は他の法律において準用する場合を含む。」の下に「並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百四号)第十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を加える。	
(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)	
第八条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。	
第四十条第一項中「若しくは再生手続開始の決定」を、「再生手続開始の決定若しくは承認援助の手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百三十六条)第二十条第一項の規定による禁止の命令」に改める。	
(民事再生法の一部改正)	
第九条 民事再生法の一部を次のように改正す	
第四条を削る。	
第四条の二に次の二項を加え、同条を第四条とする。	
日程第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)	
賛成者氏名	
阿南 一成君	
青木 幹雄君	
石井 道子君	
泉 信也君	
入澤 肇君	
岩崎 純三君	
岩永 浩美君	
上野 光英君	
尾辻 秀久君	
大野つや子君	
扇 千景君	
加藤 紀文君	
狩野 安君	
景山俊太郎君	
金田 勝年君	
亀井 郁夫君	
河本 英典君	
岸 宏一君	
澤田 要人君	
加納 時男君	
太田 豊秋君	
岡野 裕君	
片山虎之助君	
山下 善彦君	
森山 裕君	
山内 俊夫君	
溝手 顕正君	
森下 博之君	
松山 龍二君	
三浦 一水君	
真鍋 賢一君	
橋本 聖子君	
野沢 太三君	
南野知恵子君	
成瀬 守重君	
仲道 俊哉君	
鶴保 康介君	
中島 啓雄君	
中曾根弘文君	
常田 享詳君	
中原 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
長谷川道郎君	
畠 恵君	
林 芳正君	
保坂 三蔵君	
松谷蒼一郎君	
村上 正邦君	
松村 龍二君	
水島 裕君	
日出 英輔君	
橋本 聖子君	
野沢 太三君	
南野知恵子君	
成瀬 守重君	
仲道 俊哉君	
鶴保 康介君	
中島 啓雄君	
中曾根弘文君	
常田 享詳君	
中原 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
武見 公平君	
月原 敬三君	
鶴保 康介君	
中島 啓雄君	
中曾根弘文君	
常田 享詳君	
中原 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	
長峯 基君	
田浦 直君	
竹山 裕君	
谷川 秀善君	
中川 真人君	
中島 爽君	
中川 真人君	
西田 吉宏君	

平成十二年十一月八日

参議院会議録第七号

投票者氏名

西山登紀子君	立木洋君	小泉洋君	笠井絹方君	市田緒方君	井上渡辺君	森本益田君	浜四津敏子君	弘友洋介君	木庭健太郎君	白浜久美君	但馬久良君	柳田和馬君	峰崎海野君	堀前川君	谷林角田君	内藤羽田雄一郎君	高橋正昭君	佐藤充君	雄平君
--------	------	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	------	-------	----------	-------	------	-----

君枝君	親司君	洋君	亮君	靖夫君	忠義君	孝男君	和夫君	美代君	晃司君	洋君	義孝君	清寛君	達郎君	利和君	千秋君	健二君	佐藤泰子君	高嶋良充君	佐藤貞子君	勤君
-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	----

八田ひろ子君	橋本富櫻君	須藤美也子君	練三君	大沢小池君	岩佐池田君	阿部松田君	山下潤君	福本高野君	統風間君	澤たまき君	大森吉田君	魚住裕円君	本岡より子君	本田良一君	松崎大渕君	吉岡吉典君	宮本岳志君	吉川貞子君	筆坂山下君
--------	-------	--------	-----	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

景山俊太郎君	加藤扇君	尾辻大野君	千景君	上野岩崎君	入澤岩永君	石井青木君	阿南一成君	福本潤一君	高野博師君	澤たまき君	大森礼子君	魚住裕之久君	本岡昭次君	本田俊久君	吉田直君	吉岡昭久君	宮本吉川君	吉川春子君	筆坂山下君
--------	------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

片山虎之助君	鹿熊安正君	岡野時男君	太田豊秋君	大島慶久君	海老原義彦君	岩城光英君	市川有馬君	石渡正俊君	阿部正俊君	中曾根弘文君	佐藤世耕君	鈴木政二君	須藤良太郎君	佐々木知子君	倉田哲男君	岸宏一君	河本英典君	金田郁夫君	金田勝年君
--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	------	-------	-------	-------

吉村剛太郎君	山崎善彦君	山内俊夫君	山下裕君	森山博之君	水島龍君	松村賢君	日出服部君	南野守重君	仲道俊哉君	中島茂皓君	田村公平君	田浦直君	佐藤弘成君	佐藤嘉与子君	佐藤寛之君	久世公堯君	岸宏一君	河本英典君	金田郁夫君	金田勝年君
--------	-------	-------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	-------

浜四津敏子君	鶴岡但馬君	白浜久美君	木庭健太郎君	高野義孝君	柳田清寛君	和田直樹君	峰崎達郎君	前川忠夫君	谷林利和君	内藤羽田雄一郎君	福山正昭君	佐藤充君	佐藤雄平君	北澤俊美君	岡崎トミ子君	今泉幸子君	江田昭君	小川勝也君	石田美栄君	浅尾慶一郎君
--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	------	-------	-------	--------	-------	------	-------	-------	--------

日笠勝之君	浜田卓二郎君	高野統君	澤たまき君	風間祀君	大森吉田君	魚住裕満治君	本岡昭次君	吉田より子君	本田良一君	松崎俊久君	長谷川清君	寺崎昭久君	佐藤泰子君	佐藤貞子君	佐藤峰男君	木俣亘君	江本孟紀君	小川敏夫君	石田健司君	足立良平君
-------	--------	------	-------	------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

反対者氏名

○名

日程第二 著作権等管理事業法案(内閣提出)
一二九名

平成十二年十一月八日 参議院会議録第七号 投票者氏名

官 報 (号 外)

反対者氏名

渕上	貞雄君
山本	正和君
椎名	素夫君
堂本	暁子君
水野	誠一君
高橋	令則君
平野	道夫君
佐藤	貞夫君
斎藤	敦夫君
中村	十朗君

三重野栄子君
岩本 荘太君
高橋紀世子君
松岡満壽男君
田村
戸田
秀昭君
渡辺
西川きよし君
菅野
秀央君
邦司君
久光君

○名

平成十二年十一月八日

参議院会議録第七号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年十一月八日 参議院会議録第七号

第明治二十九年五月三日
種郵便物認可日

発行所
二 東京下 一 番大四號 五 藏省印刷局
都港虎ノ門二丁目
五 一八四四五
四 二五
三 丁目
二 二五
一 五
発行所
電 話
03 (3587) 4294
定 価
本 体 (本體 三 三〇円)